

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（18名）	1
第1 会議録署名議員の指名	3
第2 一般質問	3
高久時男 議員	3
1 住宅地の環境問題について	
2 民生委員・児童委員について	
土村秀俊 議員	17
1 マイナンバーカードについて	
2 公共交通の改善について	
安田友己 議員	33
1 子どもの矯正歯科治療について	
2 信号機のない横断歩道の安全対策について	
今野隆之 議員	48
1 断らない相談支援体制について	
2 学校校則の見直しを	
3 通学かばん等の軽量化について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和4年12月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	鈴木義光君
会計管理者	折笠ゆき江君
教育長	本明陽一君
教育部長	菊池信行君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局 長	郷 家 洋 悦 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 査	戸 石 美 佳 君

議 事 日 程 （第2日）

令和4年12月7日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和4年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番 今野隆之君、2番 渡邊博恵君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔12番 高久時男君 登壇〕

○12番（高久時男君） 12番 高久でございます。

傍聴者が1人でちょっと寂しいですけれども。通告順に従い、質問してまいりたいと思います。

今回、身近な住環境の問題と、あとは、民生委員の制度上の問題、問題というか、私の考えをちょっと質問していきたいなと思っております。それでは、読み上げてまいります。

住宅地の環境問題について。

利府町も、大型住宅団地が形成されてから30年以上が経過しました。住民も高齢化し、子供が後を継がず空き家の状態で放置されている住宅や、身体能力の低下や認知症などで、住宅が管理できず、近隣に迷惑をかけている人も出てきております。

令和元年6月に、教育民生常任委員会においてこの問題について提言をしておりますが、以下の点について、町の考えを伺います。

（1）空き家対策について。

①現在、把握している本町の空き家は何戸あるのか。

②その後の、空き家対策の調査研究は進んでいるのか。

（2）ごみ屋敷対策について。

①令和2年1月の回答では、調査研究の着手には至っていないとのことでしたが、現在はどうでしょうか。

②代執行も含めた条例の制定が必要であると考えているが、どうでしょうか。

大きな2番です。民生委員・児童委員について。

国が定める民生・児童委員制度は昭和23年に制定された民生委員法によりますが、時代や社会構造の変化に対応できていないと思います。高齢化で、福祉事業の需要が増える一方で、その橋渡しをする民生委員の成り手や高齢化が問題になりつつあります。そこで伺います。

（1）利府町の定数は49名であります。定数を減らすことはできないか。

（2）個別訪問、相談、守秘義務など、専門性が高い任務であります。専門の業者に任せることはできないか。

以上、よろしく御答弁お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、住宅地の環境問題について。2、民生委員・児童委員について。いずれも、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の住宅地の環境問題についてお答え申し上げます。

まず、（1）の空き家対策についてでございますが、①の把握している空き家ですが、土地や家屋の所有者情報などを把握している空き家が74戸ございます。

②のその後の空き家対策調査研究につきましては、県による研修会などに参加しながら、既に空き家対策計画の策定を行っている県内15の市町村の事例や、推進状況を研究している状況でございます。本町におきましては、空き家物件が増加している状況ではございませんが、今後の社会情勢の変化も見据え、不動産事業者等との連携を図りながら、空き家の適正管理について周知してまいりたいと考えております。

次に、（2）のごみ屋敷対策についてでございますが、①の現在の状況につきましては、町民の皆様からの相談に基づき3件の家屋を確認し、調査を行っております。この3件につきましては、所有者のごみとの認識が希薄であるほか、個人の財産権の保全に留意する必要があり、町が強制力を持った対応が取りにくいことから、地域住民の協力の下、所有者の方にごみの撤去や庭木の伐採などを実施していただいております。このうち2件で改善が見られている状況であ

ります。

②の条例の制定につきましては、条例を制定している先進自治体においても、まずは対象者への助言や行政指導を行い、個人の財産権に配慮した対応をしているところがございます。しかしながら、住みやすい住環境の保全や環境美化の推進を図るためには、議員御提案の行政代執行も含めた実行力のある条例の制定も有効であると認識しておりますので、今後の状況等を注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の民生委員・児童委員について、お答え申し上げます。

まず、（1）の本町の定数を減らすことについてでございますが、民生委員の定数は、民生委員法第4条の規定により、厚生労働大臣の定める配置基準を参酌し、県の条例で定めることとなっており、その配置基準は、70から200までの世帯ごとに民生委員・児童委員1人となっております。また、配置基準のほかに、市町村ごとの人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民の皆様に対するサービスが適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ弾力的に定数を設定することとされております。本町の定数につきましては、地区ごとの世帯数を基準として49人としていることから、適正な定数と考えておりますので、御理解願います。

最後に、（2）の専門業者に任せることについてでございますが、民生委員・児童委員は、町の民生委員推薦会が推薦した方について、県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱するものであります。民生委員・児童委員は地域の実情に精通し、常に住民の皆様の立場に立って相談に応じ、町をはじめとする各種専門機関等につなぐ役割を担って活動しており、自らも地域住民の一員として、最も身近な相談相手として活動を行っていることから、専門業者に任せることができるものではないと考えております。

本町といたしましては、民生委員・児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員が活動するときの一助となるような研修会等を開催するほか、困難な相談対応においては、職員と一緒に相談を受けるなど、民生委員・児童委員活動の支援に努めております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） まず空き家、先ほどの答弁で、現在74戸確認されているというような話でした。これ、調査時期と、前回、私の持っている資料では平成27年に1回確認していて、そのときは空き家数が120棟あったんです。何でこの空き家の問題を、今回こんな形で質問しているかという、適切に管理されている空き家であれば、環境上問題はないんですけれども、管

理がなされていない空き家。それが一体何戸あるのかというところが重要になってまいります。

平成27年度段階では、管理が行き届いていない空き家ということで18棟、全体の15%確認されております。それと、倒壊の危険性のある空き家というのが4棟あって、いろいろ問題あったんでしょうけれども、この管理されていない空き家というのは、今回報告のあった74戸の中で何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

74戸というのは、調査時期、令和3年度、令和4年3月時点で現状で74戸ということでありまして。このうち、管理されているかどうかという部分までは、現在まだ調査は行っておりませんが、最後におっしゃっていたその倒壊危険家屋4棟。このうち1棟は、令和4年3月時点で解体済みとなっておりますので、特定空き家というものについては、現在3件、実際には、所有者は2人の3棟という形になっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） その特定空き家という単語が出てきたんですけれども、今回、環境問題ということで質問させていただいております。実は、今、これは教育民生常任委員会での提言に基づいた質問になりますけれども、現在、産業建設でも定住移住ということで、空き家の活用ということでも研究をしております。この環境問題において空き家の問題というのは、あくまでも適切に管理されていない空き家の状態を指すんですけれども、今、部長がおっしゃった特定空き家という一つの定義があるんですが、これに関しては、町での一応扱い方としては、倒壊のおそれのある家屋と捉えているんでしょうか。

私は、周辺の環境に影響を及ぼす、要するに、庭に草ぼうぼうになっていたり、それが放置が長期化して、木が生えてきたり、それが要するに公共道路のほうまではみ出したりと、そういうことについて周辺環境が著しく阻害されるというような家屋も対象になると思うんですけれども、その辺は入っていないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

現状で、先ほど特定空き家というお話をさせていただいたんですが、法律の中で特定空き家となっているのが、そのまま放置すれば倒壊のおそれのある安全性に危険のある建物だったり、

衛生上有害となるおそれのある状況のもの。それから景観が損なわれる建物。生活環境上保全を図る必要があるものという形になっておりますので、現状で今、それとして捉えているのが、先ほどの4棟のうちの現状で残っているのが3棟という形になっております。

その他の空き家については、今現状で、所有者が町内にいなく、丸々人が住んでいないという建物残り70戸ほどあるという捉え方を、今、しております、これについて適正な管理がされているかどうかというのは、今年度、昨年度の末にやっと調査の件数が出てきたばかりなので、これからその部分の調査をしていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ、早急に調べてもらいたいなと思っております。私の近所にも1軒ありますから、もう、草が伸びていて絡まって電柱、電線までいったところがあります。そうした空き家、やっぱり今言ったように特定空家の定義というのは、自然環境に影響を及ぼすというところまで、国は規定しているわけです。これについて、しっかりやってもらいたいなと思えます。

これに関しては、国も平成26年かな、関係法令を整備しております。空家等対策の推進に関する特別措置法ということで平成26年11月27日、通称空き家法ですね。制定しております。これ、なかなかできた法律でして、この間いろいろ、産業建設委員会なんかでも、空き家対策をどうしたらいいか、議論したときに、私はこういう性格なので、あめとむちだなという話をしたんです。要するに、空き家の状態、管理されていない空き家をそのままに放置しているような家には今、住宅は基本的に家を建てれば200平米以下は固定資産税、基本的に固定資産税というのは評価額の1.4%が標準課税なんです。それが6分の1に減額されるという措置を受けています。200平米以上に関しては、3分の1の減免ということで減額されているんですね、固定資産税で。住んでいない住宅に対して、土地活用の意味でうちが建っていない状況の土地に対しては通常課税をするんだけど、活用されている土地に関しては、3分の1、6分の1の減免をしているというのは固定資産税です。住宅に関して。

これを住んでいないんだから、要するに戻したっていいんじゃないの、別にと、そういう考え、もうちょっと冗談半分で言ったんですけれども、しっかり国もそういう法律を制定しているんです。

要は、空き家の状態が続いてそのまま管理されずに、周辺環境に影響を及ぼしている。行政

から助言や指導を行う。要請や指導を行っても、それに従わない。この場合、特定家屋、特定空き家という形の指定を行って、さらに勧告を行う。勧告をしても従わないときは減免措置の解除というのができるという法律なんです。なかなかできた法律ですよ。それと、むちの部分ではそうなんだけれども、あめの部分もある。空き家を売却した場合、これは、空き家になって3年以内という制限はつきますけれども、一応3,000万円の譲渡所得の免除ということであめもしっかりそろえている。これに従ってやれば、結構いけるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の当局の考え方、そして特定空家の認定、まずそこから始まるんですけども、その辺はやっていく考えありますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今、高久議員さんがおっしゃったのは、多分住宅用地の特例という固定資産税の内容だったかと思うんですが、特定空き家と捉える、いろいろと問題がありまして、要は地元のほうで、すみません、出張等で、長期、たまに帰ってくるんだと言われると我々もどうにもしようないところがございます、そういった部分もありますので、なかなかその辺の調査が難しいという部分がございます。ですので、その辺は今後いろんな部分を検討していきたいということもございますし、先ほどの空き家の活用という話もございましたのでそういったものも含めて今検討している状況でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） マイク入っています。（「もう一度、もう一度答えたほうがよろしいですか。いいですか」の声あり）しゃべりにくかったら、マスク外してしゃべってください。
高久時雄君。

○12番（高久時男君） それ今、例えば、出張等とか、転勤等で、たまにしか帰ってこないというところになかなか、要するに設定しづらいというようなお話でした。基本的には、空き家の定義なんだけれども、住民票がそこがないというのが一番前提じゃないかなと思うんですけども、その住民票がない状態で、この場合環境問題だから、基本的には周辺環境に影響を及ぼす家屋というのが対象になると思うんですけども、そういうことじゃないんですか。要するに、今の話だと、長期に住んでいないけれども、いいか、この話は。

要は、空き家の定義というものをしっかり捉えて、それに対処してもらえるかという話ですよ。国も、しっかりこれに関しては規定をつくっていて、まず、空き家、この特別措置法なん

だけれども、空き家の実態調査とか、所有者への適切な管理の指導、それと空き家の跡地についての利用促進、適切に管理されていない空き家を特定空き家に指定することができる。特定空き家に対して助言、指導、勧告、命令できる。特定空き家に対して罰金や行政代執行を行うことができるって、結構優れた法律なんです。なかなか突っ込んでないけれども。だから、この法律に従ってやれば、結構スムーズに空き家、今回問題にしている環境問題についての周辺に環境を及ぼすものはできると思うんだけど、しっかりそれにのっかってやっていってもらえますか。しっかり調査した上で。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

その部分、特措法の部分は十分こちらでも読ませていただいて、内容は理解しているつもりでございます。その上で、今27年に調査してから、今回令和3年ですのでかなり年数もたっていますので、これからいろんな部分調査させていただいて、この空き家の利活用なり、そういう措置に関する部分というところは、基本的にその空き家対策計画というものを策定していろいろとやっていく形になりますので、今、宮城県の宅地建物取引業者さん、こういった方々ともいろいろ意見交換を交えながら、そういったものをこれ今後策定していく計画で、今、調査研究をしている段階ですので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時雄君。

○12番（高久時男君） 分かりました。要するに、問題のある空き家に関しては、当然所有者がそこに住んでいないわけで、ただ調べれば分かりますから、そういった方に対して、例えば今、うちの中までは入れないから分からないんだけど、うちの庭とかそういうところの除草とか木を切ってくれとか、そういうものに関してはしっかり出せると言うんですよ、案内を、してくださいと、要するに、助言、指導が行えると思う。その際に、しっかりこの法律の趣旨というのを載つけたほうがいいと思うんですよ。要するに、助言、指導に従わなければ、最終的には特定空き家に指定されて、どうしても固定資産税減免がなくなりますよというようなものも、しっかり周知して。それと、売った場合には、3年以内という縛りはあるんだけど、取りあえず減免措置が、譲渡所得に対して減免措置がありますよ、特定も含めて。意外と、これ皆さん知らないんで、こういった特典と罰則、こういったものを状態にしている所有者に対しては、しっかり周知を行って、空き家対策をしっかり行ってもらいたいなと思っております。

これからどんどん増えてくるかなと思うんですよ。現状だときっと、固定資産税も30年ぐらいたつと、もうほとんど建物なくて土地だけなんで、実際うちなんか4万円ぐらいだから、固定資産税が。だから、それだと、要するにそのままうっちゃって放っておいてもいいかなという感覚になるんですよ。だけれども、そこは4万円が、うち200平米以上あるから、きっと3分の1だから3倍になるわけです。12万円の固定資産税になりますよって言われたら、そりゃ考えますよ。やっぱり何かその考えるきっかけを与えてあげるというのも、必要なんじゃないかなと思っております。

今、何も問題ない空き家はいいんですよ、管理されている空き家は、この環境問題に関しては。ただ、管理されている空き家はぼろぼろ目立つので、この辺だけはしっかりその行政指導という部分で最終的な、何ていうかな、減免なくすとかそんなところまで持っていかないように、事前に周知して、そういった事態が起こらないような扱いをしていただきたいなと思っております。

次、ごみ屋敷に移ります。ごみ屋敷に関しては、3件あって2件、そのうち直ってきたと、直ったというか、改善が見られたということです。つい先日も、うちの団地で町内会の役員が、またやったというか、庭の除草と伸び切った木を切って、あとは行政にもお世話になる、大量の出ますから、ごみが。あれを回収するだけでも結構大変だなと思っておりますけれども、そのうち、平成27年かな。1回やっているんですね。これに関しては、答弁でもありましたけれども、所有権というものが関わってくるわけです。だからもう、周辺からもう、その27年の以前の段階から何とかしてくれという、周辺住民から町内会に苦情がありました。そのとき、1回目のときには、もう木だけじゃないです。もう、庭にごみ袋に入れた生ごみや何やら積んであるんですよ。そんな状況なので、1回目も結構大変だったと思いますけれども、それも、片づけさせてくださいってお願いですよ、現状。撤去しろという命令じゃなくて、片づけさせてくださいと了解を得て、片づけてやっている。了解もらわないと、人の土地だから入れない。そんな状況です。

だから、これに関しては、研究をするというような形でありますけれども、やっぱり、代執行も含めた条例の制定を早急にするべきじゃないかなと思っております。これ、全国でも八十幾つぐらいの自治体が、やっぱり問題、結構表面化している。都会なんかは特にそうですけれども、なっているのだから条例制定しております。その条例を早めにつくらないと、要するに条例があっても強制執行というところまで行くまで、相当年数かかるわけですよ。そういった意味

で、早急に調査の上、条例の制定まで持って行っていただきたいなと思っておりますけれども、その辺の見込みとか、調査研究の段階だという話ですけれども、どの辺まで進んでいますか。先進自治体というかあるけれども、その辺も研修は行っているのかなというのがちょっと、再度確認したいと思っておりますけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

全国の自治体では82の自治体が制定しておりまして、県内でこの辺ですと、登米市でも平成17年に制定しているというのは、情報として捉えております。現状では、ごみ屋敷と言われるもの、高久議員さんと町内会の方に御協力いただいて1棟解消しております。先月28日から、もう1棟の方がごみを片づけ始めておりまして、取りあえず町としては、いろいろ文書を出したりお願いをしたりした形で、何とか2棟については解消にしているという状況でございます。現状で増えていないという部分なので、今後どうしていくという部分、特にそのごみ屋敷に住んでいる方にとって、そのごみというものがごみという認識がない。資産という認識もありますので、これについて先進自治体で行政代執行とかしたときに、逆に裁判になっているという部分もございますので、そういった部分は慎重に検討を進めていきたい。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 逆に裁判になるから、根拠が必要なんですよ、条例の。本来であれば、さっきの空き家対策法みたいな、やっぱり国がしっかりと法律をつくれればいいんですけども、このごみ屋敷問題に関しては、国もやっぱりちょっと及び腰。今、部長がおっしゃったように、なかなか所有権の問題とか、個人の権利の問題に踏み込むような内容があるので。あとは、さっきのあめとむちじゃないですけども、そういったものも入らない状況かな。

ただ、やっぱり、懲罰は必要だと思うので、ある意味。もうちょっと、世間一般の感覚として。ごみが私の財産ですという強弁をされても、だって景観を損ねるだけじゃなくて異臭とかそういう問題もあるわけですよ、そのまま放っておいたら。その辺に関してはしっかりと早急に対策を行うという意味で、やっぱりそれに準じた条例を今から制定しておいて、制定したってしばらく時間かかりますから、最後に行くまでは。だから、取りあえず制定を急いで対処してもらいたいなと思っております。

私のうちの半径100メートル以内にも2件ぐらいあります、ごみ屋敷候補が。だから、表面に

出て、今、3件とおっしゃいましたけれども、3件だけじゃないですから、表立っていないだけで、その候補というのはありますよ。だから、その辺は、早急に研究と着手をしてもらいたいなと思っております。大丈夫ですか。しつこいけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えさせていただきます。

財産権というものがございまして、条例というお話でございまして、いろんな部分をちょっと検討させていただきたいと思います。それから、うちで候補者もいるということなので、そういった部分は、うちで現地の調査、確認をさせていただきたいのと、もしそういう情報があるのであれば、町に連絡をいただければこちらで確認をしながら、状況把握に努めながら、先進自治体の事例、どうしてもこれ実際にやっているところでも、その行政代執行まで行くのに、5年、7年という年数がかかっているというのは、こちらでも確認はしています。そういった部分もありますし、片づけられても外の部分だけだったり、中はできないよとか、そういうのもありますので、いろんな部分、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 一応、制定しているところが82自治体あるわけですから、やっぱりその辺の条文とか、しっかり見て、利府町に合ったような条文でつくっていただければいいのかなと思っております。まずは、その辺ちょっと、視察に行くところまではこのコロナ状況だからなかなか難しいだろうけれども、そういった細かいこともいろいろあるんで、すごくデリケートな課題でもあるので、その辺は慎重に調査研究を行ってやっていって、何回もしつこく言うけれども、最終的には条例だから、条例を制定してもらいたいと思っております。

次に参ります。民生委員制度です。現在、49名という利府町の定員なんですけれども、これを減らすことができないかというような質問内容になっています。というのは、今、いろいろ手続で、最終的には審議会とか協議会とか経て、最終的には行政区から推薦された人を認定するという形になっていくと思うんですけども、その行政区から推薦が、なかなかすごく困難になっているという状況があります。その辺も、皆さんも分かっていると思いますけれども、なかなか成り手、いないんですよ。この、民生委員制度は昭和23年に制定されているんですけども、法律自体は。その23年の法律制定時と、現在の民生委員の人の活動内容とか規定とかいろいろ考えると、果たして現代にマッチしているのかなというような気がします。例えば、守秘

義務とかいうのもあるし、いろいろあるんだけど。

そこでちょっとおさらいですけれども、民生委員の職務というものを、ぱっとかいつまんで、もう1回、皆さん聞きたいなと思います。私が一応把握しているのは、地域担当地域の、要するに見回りであるとか相談であるとか、あとは、地域包括支援センターに対するとか、社会福祉協議会に対する引継ぎ業務であるとか、そんなものだと思うんですけども、その辺の業務内容、もう1回、おさらいで聞きたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

まず、民生委員の部分につきましては、このような時代だからこそ、やはり地域に密着した民生委員が必要かなと、我々は捉えております。民生委員が日々の活動の中で、地域に密着した活動の中で地域の情報を把握することによって、例えば東日本大震災、これから起きる大きな災害のときにも、民生委員が地域を知っているからこそいち早く、そういった方たちへの支援ができるというところが、民生委員としては大きいかなと、私は感じております。

民生委員は日々の活動の中では、地域の身近な相談役ということで相談をしているところが大きいところです。また、独り暮らし、二人暮らし、そういった方たちの支援が必要な方については、民生委員さんに情報を渡しながら、定期的に状況を見ていただきながらお声がけ、あとは相談、話し相手になったりということになっております。具体的には、話し相手になった段階で、あれ、先週とちょっと様子が違うなとかといった場合については、包括につないで介護の部分の支援につないでいったりというところで、身近に町民の方に寄り添った支援が図られているということです。

また、そのほかには、要保護、準要保護、教育委員会でそういったところになったときに、その部分についての意見書とか、そういった方の相談とか、本当に身近な部分になって相談をしていただいているという状況となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今の話聞くと、やっぱりさっき言ったような相談相手とか、そういういろんな方に対して特に高齢者で独り住まいであるとか、そういった方たちの相談相手とかというの、これは確かに有意義な制度なのかなと思いますけれども、実際それをやる側、やる側の人がなかなか集まらない。分かっていると思いますけれども、なかなか、推薦を出せって言われても、行政区では結構苦勞しているんですよ、単純に。だから、ぶっちゃけて言うと、相

談とか話し合いとかいろいろあるんだろうけれども、言ったら悪いけれどもそのぐらいのことであれば、逆に一番大事なのは福祉の部分だと思うので、専門業者に任せられないかと、そういう質問要旨もあるんだけど、要するに成り手不足をどのように解消していけばいいのかなと思うわけですよ。でも、今の状態で成り手不足解消というのは、なかなか難しいんじゃないかなと思っているわけです。であれば、逆に定数を減らして、専門性も結構高い部分もありますから。だから、それに関しては、専門の知識を持った人に任せるような形を取れないかなと。具体的には、包括支援センターの中でいます生活支援コーディネーターとかという役割の人たちを増やして、増員して、それに代わるような形もしくはそれを補佐するような形のものを、体制を取れないかなという考えなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

まず、1点目の成り手不足の部分につきましては、町内会長さんたちが本当に苦慮しているのは、我々も分かっております。今現在の民生委員さんについても、自分がお辞めになるときは、次のバトンタッチできる民生委員さんを育成も考えながらということもお声がけしながら、区長さんだけではなく民生委員さん、我々協力しながら、次の民生委員さんの成り手を探していくというような、今、現状になっております。

12月1日に、新しく民生委員の方が改選になりましたが、若返りが入れられて、40代、50代、60代、70代、バランスよく民生委員さんが、今年度は委嘱ができています状況となっております。

議員の御提案の民間業者への委託という部分につきましては、アウトリーチは行う上では、やはり身近な民生委員さんがそういった包括とか外部の社協とか、そういったところと連携しながら、数多くの支援の目があることが必要かなと思っておりますので、全ての定数を減らして、外部委託というところは、我々は考えていないところです。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） なかなかね。要するに、定員がしっかり充足できている状況であればいいと思うんですけども、例えば、これから先、改選時とかありますよ。そのとき、その行政区が推薦人を出せない場合、どういう対処を取るんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

なかなか出せないというところもあるかもしれませんが、我々は、人材を見つけていく部分について、行政区長と一緒にやりながら頑張っていきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 頑張ってもらいたいと思えますけれども、それでも見つからない場合とか、やっぱりあると思うんですよ。だから、今この民生委員制度というのが、私は時代にもうマッチしてないんじゃないかなと思うわけですよ。この昭和23年度に制定されたその法律にもよるんですけども、民生委員の職務内容として、14条に出ているけれども、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこととかというもの。結構、その対象者の個人情報に触る部分って結構あるんですよ。それを今度、守秘義務というのを課しているわけです、民生委員に関しては。これって結構、相当専門性高いんじゃないかなと思うんですけども、それを、現在民生委員、正直言って数ある民生委員の中には、しょうがないからとか押しつけられたとかという感覚を持っている人もいます。自分で、積極的にやりたいという人もいますよ、中には。でも、そんな状況で、言葉悪いけれども、無理無理選出している民生委員がもしいたとしたら、それはやっぱりちょっと制度上の問題とか、そういうのあるんじゃないかなと、その辺は柔軟に、定員とかそういったものも、要するにフレキシブルに考えていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

民生委員制度自体は、国が民生委員を推薦して、県も併せて推薦してということで、我々と同じような準公務員的な位置にあります。守秘義務につきましては、我々と同様に、民生委員さんがきちっと守りながら、民生活動を行っているところとなっております。

やはり先ほども申し上げましたが、民生委員は希薄された、希薄化になった今の時代だからこそ地域に必要な部分だと思いますので、引き続き、この民生委員と一緒に協力しながら、地域の福祉向上に努めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） そういう現代に合った制度というのを、どういう形で捉えてつくっていくかということが、今求められているんじゃないかなと思っています。無理無理押しつけるとか、そういったやり方じゃなくて、この民生委員、さっきの民生法とかというものも含めて守

秘義務であるとか個人情報であるというものも、この昭和23年につくられた法律でその後改正のやつもちょっと見てないのであれですけども、その後に個人情報保護法なんていうものが出てきて、要するにやっている人にとっては、十分な情報が与えられないというのも聞いています、行政から。その辺で、どの辺までの情報を、民生委員さんになられた方に、町は提供しているのでしょうか。対象者の。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

個人情報の、民生委員さんがケースとして抱えていただける方につきましては、御本人さんの同意を得ながら、必要な個人情報というところをお渡ししているところです。

それ以外につきましては、通常の65歳以上とか定期的に訪問する方については、名簿をお渡ししながら、民生委員さんの活動の中で住民の方と接していただきながら、対応していただいているということになります。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 何回も同じこと聞くのはあれなんで、ただ、いずれにしても、もっと時代の変化に即した福祉政策という意味の中での民生委員制度的なものを、やっぱりこれからやっていかなくちゃいけないのかなという気がしますけれども。だから、私の意見としては、やっぱり無理無理押しつけるんじゃないくて、やりたい人は、そういうのに意欲ある人は当然やってもらっていいんだけど、現状、報酬もなしに活動費だけ支給していて、個人情報に触るようなもので関わるような話と、あとは守秘義務を課してやらせるというのは、果たしてそれに寄りかかったような行政というのはどうかと思うんです。

逆に、さっき何回も言いますけれども、専門の生活支援コーディネーターみたいな方、今、49人ですよ、定員が。だけれども、恐らくこれを職業としてやった場合、恐らく10名ぐらいの増員すれば、その49人分ぐらいのやつはフォローできるんじゃないかなと思っております。だからもし、民生委員に指定された方が、要するに、何ていうかな、就業時間って基本ないんだけど、でもプロだったら、プロというか、それが職業としてやっている人だったら、9時から5時まで活動できるわけで、それに要するに活動のレベルが全然違うわけですよ。だから、人数絞れるんじゃないか。そういうような意見です。

少し、この辺はなかなか回答難しいと思いますけれども、そういったものも一応考慮しながら、今後進めていってもらいたいなと思っております。いずれにしても、押しつけるというの

はよくないから、その辺、やっぱりそういったことがないような状況をつくっていただきたいなと思っております、反論あるんだったらどうぞ。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

反論ではございませんが、やはり議員がおっしゃるとおり、民生委員さんが活動する中で、時代に即した活動というところが重要にはなってくるかなと思っておりますので、我々も支援しながら民生委員の負担にならないよう、活動に支援に努めていきたいと考えております。

以上です。（「お願いします、終わります」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、12番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は、11時0分とします。

午前10時48分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔10番 土村秀俊君 登壇〕

○10番（土村秀俊君） 10番、日本共産党の土村でございます。今回の質問は2問であります。質問事項を読み上げます。

1番、マイナンバーカードについてであります。

マイナンバー制度が実施され7年が経過し、マイナンバーカードの交付枚数も対象者の5割を超えました。政府は、マイナポイントや健康保険証との一体化、有名タレントを起用したCM放送放映など様々な対策を実施して、来年3月までに取得率100%を目標に、マイナンバーカードの交付を今、推進しております。そこで、以下の点について町の考えを伺います。

（1）町内のマイナンバーカード交付取得の現状をどのように認識しているのか伺います。

（2）マイナンバーカードの町民への交付事業について、今後どのように取り組んでいく考えなのか伺います。

（3）令和6年秋に実施予定のマイナ保険証について、各地の首長や医師会、マスコミなど

から、説明などを求める声が出ていますが、国民健康保険証を原則廃止をする今回の制度について、本町ではどのように受け止めているのか伺います。

質問事項の2です。公共交通の改善についてです。

利府町地域公共交通網形成計画が令和5年度に改定されますが、これ1年延長したということですが、住民にとって通勤や通学、日常生活に公共交通の充実は欠かせません。町として形成計画も踏まえ、以下の点について考え方を伺います。

（1）JR岩切駅への公共交通アクセスの改善をどのように考えているのか伺います。

（2）町民バスを増便するなど、運行本数の改善を検討しているのか伺います。

（3）民間バスチケットの利用促進の向上につなげる取組を、どのように考えているのか伺います。

（4）シルバーパス制度の利用率を上げるため、ミヤコーバスへの利用拡大を検討しているのかどうか伺います。

以上です。

そして再質問なんですけれども、再質問については、質問通告の2から始めたいと思います。これは、先ほど議長に許可をいただいておりますので、そういう順番で再質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、マイナンバーカードについて。2、公共交通の改善について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目のマイナンバーカードについてお答え申し上げます。

まず、（1）の町の交付取得の現状についてでございますが、国においては、今年度末にほぼ全国民がマイナンバーカードを取得することを目指し、政策的に進めているところであります。また、本町での先月末時点での交付率は52.77%で、国の51.1%、県の49.77%と比較しますと、高い交付率となっております。

次に、（2）のマイナンバーカードの今後の交付事業の取組についてでございますが、本町ではこれまで選挙の期日前投票期間や、所得税の確定申告期間に合わせ、マイナンバーカード交付申請の特設会場を設け、申請サポートを行ってまいりました。さらに、今年度は新規の事業として、シルバー人材センターの会員に対する出張申請サポートや、イオンモール新利府南館に出向いての来場者に対する出張申請サポートを実施したところであります。また、マイナ

ンバーカードを活用した取組として、子育て、介護関係の申請事務の一部手続について、24時間オンラインで行うことができるぴったりサービスを導入しており、申請される方々の負担の軽減や、職員の事務処理の効率化につながっております。今後も、これらの事業を継続し、マイナンバーカードの利便性について、町民の皆様に対して周知を図り、普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、（３）の国民健康保険証を原則廃止することについてでございますが、議員御承知のとおり、国では令和6年の秋をめどに全ての健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針を示しております。このことについて現行の紙の保険証がなくなることに對する町民の皆様への不安や、現時点で対応できる医療機関等が少ないことなど、様々な課題があることも承知しておりますが、既にマイナンバーカードの保険証としての利用は開始されております。

町といたしましては今後、健康保険証とマイナンバーカードが一体化する時期をはじめ、国などから情報を収集し、一体化によるメリット等を町民の皆様へ周知することにより、不安の解消に努めながら、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の公共交通の改善についてでございますが、（１）と（２）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

現在、JR岩切駅へのアクセスは、町民バスの西部路線が1日8便を運行しており、利用者は順調に増加している状況にあります。

議員御質問のJR岩切駅への町民バスの増便や、新たな民間バス路線運行などによるアクセス改善についてでございますが、昨年の9月定例会において遠藤紀子議員に答弁しておりますとおり、利府町総合計画において、JR利府線の増便を計画の評価指標としていることから、現在、JR東日本に利府駅への増便を要望している状況にあります。

町といたしましては、利府線が今後とも継続して運行し、さらには利府駅への増便につなげてまいりたいと考えておりますので、引き続き、町民の皆様にも利府駅の利用促進に御協力いただきたいと思いますと考えております。

また、新たな利府町地域公共交通計画の策定に当たっては、町民バスの前回の路線再編の検証や町民アンケート調査を実施し、これらの結果を総合的に分析しながら、利府駅の利便性の向上と併せ、結節点としてのJR岩切駅利用の有効性も十分に考慮しながら、検討を進めていきたいと考えております。

次に、（３）と（４）は関連がありますので一括してお答えします。

シルバーパス事業につきましては、町内にお住まいの70歳以上の高齢者や障害をお持ちの方などを対象に、町民バスに無料で乗車できることができる町民バス減免事業と、ミヤコーバスや岩手県北バスに乗車する際に、1枚160円分の割引券として利用できる民間バスチケットサービス事業の2つのサービスから構成されております。

民間バスチケットサービス事業の利用促進の取組につきましては、広報りふ、町のホームページへ申請を勧奨する記事掲載に加え、国民健康保険に加入されている方のうち70歳に到達する方へ、直接チラシを送付することで周知してきたところです。また、今年度分の申請時には、新たに庁舎南側大型掲示板への申請を流す横断幕の掲示を行い、さらにイオンモール新利府南館の各所で掲示されている大小のデジタルサイネージを利用した申請促進を行った結果、先月末現在で、既に過去最高の約900人から申請があり、延べ約3万枚のチケットを利用いただき、多くの方に喜ばれている状況にあると判断しております。また、利用率を上げるための無料パスのミヤコーバスなどへの民間バスへの拡大につきましては、民間バスチケットサービス事業の認知度が広がり、事業として定着していることから、今後の利用状況を見守り、町民バスの公平性にも配慮し、慎重に検討する必要があるものと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） それでは質問通告の2から行きます。2の（1）と（2）です。2つは岩切駅の活用促進についての関連質問なので、一度に合わせて再質問したいと思います。今、町長が答弁されたように、利府駅の利用促進に相当力を割いて取り組んでいるということを強調されたわけですが、利府駅の利用促進を進めたいと、進めていくという町の考えについてはもちろん、私としては異議はなくて、しっかり町長の言うように、利用促進に取り組んでほしいと思います。

今回、私が質問通告したのは、その取組と並行して、岩切駅を町民が利用しやすくなるように、岩切駅についてもしっかりと取り組むと、そして、具体的にもう少し力を割いていく必要があるのではないかなと思っております。

そこで伺いますけれども、利府駅の乗降客などについては、もちろん町は把握していると思いますし、ホームページとかを見れば出ているわけですが、ちなみに令和3年は利府駅が2,288人、1日の乗降客になっております。そういう中で、岩切駅を利用している乗降客の中で、果たしてその利府町民がどれほどの割合で利用しているのかということについても、その実態について、これなかなか把握するのが難しいと思うんですけれども、それを把握しておかな

いと、岩切駅の利用促進をどう進めるかということは、なかなかまい作戦が練られないと思うんです。

ちなみに、これもJRのホームページ見ると、岩切駅の1日の乗降客は、令和3年は1日5,850人なんです。ただ、それは仙台市民もちろん入っているけれども、多賀城市民もいるでしょうし、もちろん利府町民もいるわけなんですけれども、それを合わせて5,850人ということで、そういう状況の中で、岩切駅を利用されている利府町民の把握を、どういった形で町はする、するといふかな、どういった形で把握されているのか。その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今、岩切駅と利府駅の利用客の推移ということで、ホームページ等で確認できるということだったんですが、実際のところ、令和2年、3年という部分に関してはコロナ禍の関係がございまして、基本的には利用客が減っている数字にはなっているかと思えます。もともとの数字よりは、その年度に関しては、若干減りぎみに数字が、ホームページ上は出ているという形になっております。岩切駅の町民の利用状況、これについては、町民バスの乗降者の状況というのが数値化されていますので、こちらで町としてはどのくらいの人が利用しているか。もちろん、町民バスだけじゃなくて、車で来ている方もいますので、この車に関しては、なかなかその調査が難しいという部分でございまして、現状では町民バスをどのくらい岩切駅から利用して、どこに降りているかという部分が、町としては捉えているという状況でございまして。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 確かに、難しいと思うんですよ。岩切駅を利用している、多賀城市民だって幾ら、何人いるか分からないんだけど、ただ、岩切駅の利用促進を進めるためにはどれだけの人が、利府町民が利用しているのかということ、何らかの方法で把握しておかないと、そのためにはやっぱりバスを増やさなくちゃいけないとか、いろいろこう手だてを考えなくちゃいけないんだけど、一体何人いる、使っているのか分からないということでは、なかなか対策をしにくいなとちょっと思うので、これは答えはないんですけども、公共交通会議の中でいろいろ検討していただくということで課題として取り上げていただきたいなと思います。

それで、岩切駅の利用促進についてなんですけれども、私たち共産党議員団で、地域の人たちと懇談をする機会が結構あるんですけども、例えば青葉台とか菅谷台とか神谷沢とか、そ

ういう住民の皆さんと懇談する中で、やはり岩切駅の利用について、やはり利府駅と岩切駅を比較すれば、もう電車の本数、圧倒的に違いますので、つまり北西部の住民の皆さんは岩切駅を活用するという方が、割と多いわけですが、そのためにはやっぱりアクセスをもっと充実させてほしいという要望が出されているわけです。

ただ、これはもちろん、町としてもそういう地域住民の要望とか声というのは、もちろん担当課としても十分把握していると思います。その声に応えることがまず第一だということと併せて、町が策定している地域公共交通網策定計画でした。その中にもその岩切駅については、利府駅と同じように、非常に利府町の主要な駅という位置づけをされているわけです。そういう、この計画の中では岩切駅を含む東北本線については、都市間をつなぐ交通として一定の頻度と運行本数を確保し、高いサービス水準を維持、確保する交通ということで、基本計画の中に書かれております。そういった点では、利府町の公共交通として一番上位に位置づけをされているということなんですけれども、そういう中で、そういう高い位置づけをされている岩切駅なんですけれども、この交通網計画の中では岩切駅利用促進に向けての具体策というのが、明確な文言というのは、かなりこれボリュームのある書類なので、私が見つけられなかったのかも分からないんですけれども、その岩切駅の位置づけと利用促進について、町として具体的にどういう形で考えているのかということ。そして今度新しい計画をつくるわけなんですけれども、その中でどういう位置づけをされていくという考えなのかについて伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

先ほど、人数の話をしなかったんですが、町民バス、岩切駅利用者なんですが、令和4年9月2日から8日まで、この期間に調査させていただいております。岩切駅で降りた方、これが362人、岩切駅から乗った方、これが238人、トータルで延べ人数で600人という形でうちでは捉えております。そのほかの一般車両の部分は、御存じだと思いますけれども、どこに行くか、その行き先まで調べるというのはなかなか難しいのでその部分は捉えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

で、本題でありますけれども、岩切駅、こちらについても、町としては、仙台、それからいろんな部分、グランディだったり町のいろんな施設に来るための主要な結節点という捉え方をしておりますので、決して岩切駅を置き去りにした交通公共交通計画を考えているわけではございません。もちろん、町の駅としては利府駅、これが真ん中にありますのでこちらがメイン

ですけれども、あわせて結節点として岩切駅を考えていくということで、今年度から来年度にかけて、住民のワークショップによるいろんな意見交換だったり、そういった部分を踏まえながら、昨日、遠藤議員の質問にお答えしましたが、3路線化も含めながらいろいろな部分を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今の部長の話ではいろいろなことを含めて、検討していくということでしたけれども、やっぱり岩切駅のこの活用に対するこの具体的な取組をどうするのかということを知りたいわけですが、いろいろ取り組むということだったんだけど、ただこの交通網、この計画の中には利府町の地図があって北西部の地域から岩切駅に向けて、すごく太い矢印で町民を移動させるというページがあるんですけれども、この町民を移動させるための地域には何を使うかということは、地域間幹線交通を使って移動させると。つまり、これバスなんです。バスを使って、北西部の町民を岩切駅に移動させるということが明記されているわけなんですけれども、その広域幹線交通としてはその利府線だけではなくて、この中では岩切駅を経由して仙台駅まで、広域幹線交通として利府線だけじゃなく東北本線全体を、非常に幹線交通だということによって位置づけされているわけですが、そういう中で岩切駅までのバスのアクセスを改善をして、利便性の向上を図るということを、ここで明記されているんですけれども、ただ具体的にはなかなかそういう作戦が示されていないんだけど、この問題についてはなかなか難しい問題なんだけれども、新しい今、交通計画を策定しているわけですが、その中にバスを使って、岩切駅に北西部の住民を移動させる手だてについて、具体的な作戦を組み入れていくということについて、町としてそういう展望を持って、今計画をつくっているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今、町では、もちろん岩切駅の利用者も多いということは重々把握しておりますので、特にその神谷沢、菅谷、菅谷台、そういった西部の方々がそちらのほうが利便性が高いというのも、重々認識しておりますので、それについて町民バスであったりいろんな部分を含めて、今年度、来年度で検討していくという考え方でございます。現在、8便ということで2時間に1本という形ぐらいになってはいますが、これはバス2路線下でいくと、どうしてもその所要時間、

運転士の待機時間、こういったものを踏まえるとこの時間になってしまいますので、そういった部分も踏まえて、先ほど話しました3路線化も含めたいろいろな考え方を織り込んで、新しい計画をつくっていききたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今、部長が言ったように、町民バスの3路線化というか、西部路線の間の2路線化というんですか、そういうことがやっぱり大きな利用促進に向けて効果があると思うわけですが、そういう中で、今2時間に1本の西部バスが岩切駅に行くわけですが、そこで1台増やせば、単純に考えれば2倍になるわけですから、1時間に1本の岩切駅の発着するバスが増えるということになれば、岩切駅を利用する北西部の住民の数も増えていくと思うんですけれども、その辺については計画の中で今年と来年、いろいろもんでいくというお話だったんですけれども、その実効性、実現性としては、町としては計画には盛るけれども実効性としては、現実的にはどう考えているのかということなんですけれども、やはり今、部長おっしゃいましたけれども、バスを増やせば、何だっけ、控えのバスみたいなもの。だから2台増やすからそれでいいわけじゃなくて、2台を増やせばその予備のバスというんですか、またさらに2台増やさなくちゃいけないということで、4台に少なくちゃいけないような状況になるということなので、そういうことを考えるとなかなか現実的に難しいかなと思うんですけれども、ただやはり町民バスの増便というのは、岩切駅活用したいという西部の住民の町民の皆さんの願いをかなえる一番の特効薬だと思うんですけれども、そういう点で、もう一度その計画の中でしっかり組み込むんですけれども、現実的にもやるという展望もあるかなという点についてどう考えるのかということについて、町長に聞いたほうがいいのかな。決断するのはあれですけれども。分かりました。

それで、ちなみに岩切駅を利用しているのは仙台発着しているバスは、仙台市営バスもありますし、それから、多賀城の市民バスというんですか、市民バスもあるんですね。多賀城を見ると、インターネットのダイヤを昨日見たんですけれども、多賀城北回りとは南回りの2台のバスを使って、朝の7時から夜の7時半まで12回、岩切駅を発着する市民バスになっているわけです。12時間で12回ですから、計算上は1時間に1本のバスを、多賀城市は岩切駅を活用のために走らせているということになるわけです。そういうことも参考にしながら、やっぱり、2時間に1本をどう改善していくかということが鍵だと思うんですけれども、その辺についても

う一度お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

先ほどの話の中で、バスの台数の話がございました。そのとおりでございまして、バスを1台増やすということは、バスというのは大型バスというのは点検の回数だったり、そういったものが法令上決められていて回数が増えますので、あるいは故障だったり、そういった場合の代替バスというのを必ず用意しなくちゃいけません。ですので、2台で今、運行していますが、それに対して代替バスを1台用意するという形になっていますので、これが3台、4台となれば、代替バスが2台、3台と増えてくる。なおかつ、運転士の拘束時間といったものも増えてきますので、予算的にかなり大きな金額になるという部分は、御理解いただきたいと思います。

今、多賀城市の例がありました。今、現状で、町のバス2台で同じように、多賀城市さんと同じように2台で運行していますけれども、運行距離の問題があると思うんですね。利府の場合、東西にすごく長い状態の運行距離になっていますので、どうしても距離数から考えると、今の2時間、行き約1時間かかって、運転士さんの休憩、そういったものを労働基準法上、取らなくちゃいけないものですから、それも含めてこの時間の設定になっています。この部分については、やはり町民からいろんな意見ももらっていますので、そういった部分も含めて、今年度、来年度で策定していく計画の中で、いろいろ検討していきたいと。確約ということはなかなか難しいので、検討してよりよい方法を生み出していきたいという今、考えで進めています。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） よりよい方向でしっかり検討していただきたいと思います。多賀城が1時間に1本のバスを発着させているから利府もやれと、単純には言いません。多賀城のやっぱり人口もありますし、財政規模とか地域の面積も、多賀城狭いということもあるので、その状況が全く利府と違うということなので、多賀城がやったから利府もとは言いませんので、しっかり利府に沿った、内容に沿った検討を、この新しい交通計画の中で検討していただきたいと思います。

最後に岩切駅の利用者の活用の問題なんですけれども、去年の令和3年9月にも、遠藤議員さんから岩切駅の問題について、大胆な提言があったわけなんですけれども、そのときの町の答弁としては、今は利府駅への増便を、先ほどもたしか町長言ったかもしれないけれど、利府駅へ

の増便をお願いしている状況なので、その状況の中で岩切駅の利用者を増やすと、利府駅の減便にもつながるといふ答弁を、昨年、当局はされているわけです。その点について、岩切駅というのは仙台市民も多賀城市民も、先ほど言ったように、利府町民も使うわけですけれども、利府町民が岩切駅を今、1日600人という何か計算されていましたがけれども、たくさん使えば利府駅が減便をされるという議論というか、考え方については、これは町の考え方ではなくて多分JRの考え方なのかもしれないけれども、この発言というのは結構されるんですよ、岩切駅を便利にすると、利府駅が利用者が少なくなって本数も減るんじゃないかというようなことを、当局、何度か説明するわけなんですけれども、この点についての考え方はどうなのかという、岩切駅の利用者、利府町民が利用したから、利府駅の本数が減便されるというこの根拠についてはどう考えればいいのか。

あの、岩切駅については、今は5,850人ですけれども、3年前は7,000人いたんです、利用者が。だからもう2,000人ぐらい減っているわけですよ。それはもちろん利府町の責任でも何でも無いと思うんですけれども、岩切駅の利用者が減ろうが、増えようが、利府駅の増便には影響はないのではないかなと思うんですけれども、その辺の整合性についてどう考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

岩切駅は東北本線、一関方面までの中間点、岩切駅でございますので、利府線はそこから盲腸の形で出ている利府線ですから、こちらに来る方が少なくなれば、最近JRさんでよく赤字路線を公表していますが、これが赤字という形になれば、この線は廃止されて変わっていくということになりますので、基本そうすると、利府の町に駅がないということになっちゃいますので、その辺を踏まえて、もちろん岩切駅は結節点として、町の皆さんが利用する大切な駅ですけれども、本体は利府駅ですので利府駅の利用を促進していくという考え方です。

岩切駅のほうが利便性が高いからといって、岩切駅でみんな乗り降りされれば、利府駅を利用する人がいなくなる。そうすると、利府線というものの自体の利用価値がなくなってしまいますので、利府駅がそのままなくなる可能性もありますので、そういった部分も踏まえて町にある唯一の大きな駅でございますので、これの利用促進も進めていくという考え方でございます。

あわせて、今、リクルートさんで発表した今後発展しそうな駅というのが、利府の駅が県内1位という形になっていますので、こういった部分もPRしながら利府駅も含めて、公共交通としては岩切駅を結節として考えて、全体の計画をつくっていききたいという考え方です。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） じゃあ、岩切駅を終わります。

（3）バスチケットの利用促進について伺います。答弁では、過去最高の申請状況ということで、年間900人として利用者が3万件ということで、非常に好評だとお話、答弁がありました。昨日の一般質問の議論の中でも、そのチケットの申請対象者ですけれども、申請する人の6割が団地の皆さんだという答弁がありましたので、やっぱりミヤコーバスが走っている団地方面の住民の皆さんには好評な事業だと、私は、私は思っております。

ただ、今回過去最高の申請者ということでありましたけれども、この間、大体600人、500人、800人、今年が822人、900人近くということなんですけれども、右肩上がり申請者が増えているわけです。利用回数もすごく多いんですけれども、3万回近く。ただ、このチケットを利用の対象となる人は70歳以上ということで、何人いるかちょっと分からないんですけれども、ただ後期高齢者の皆さんというのは75歳以上の皆さんは利府町で4,000人近く、4,000人以上いるわけなので、恐らく70歳以上の方を含めれば5,000人以上、その対象になる人いると思うんですけれども、そういう点でいうと、この申請者数が今は900人というか、4年度は昨日の行政報告にあったんですけれども、822人だったんです。

ということは、5,000人対象者がいて、まだ2割も行かないという状況になっているわけなんですけれども、申請者は今までは過去最高というけれども、町として申請者がまだ2割も行っていないということ、そういう現状をどう考えているのかと。やっぱりさらに増やさなければいけないなど、いろんな取組をやっているようなんですけれども、国保の保険証を送るときにチラシを同封するとか、役場とか、イオンの南館に垂れ幕かなんか、横断幕なんかやったということで、一応いろいろ取り組んでいるんですけれども、やっぱり5,000人以上の対象者に対して、やっぱり申請者を増やさなければ、もっと増やす必要があるんでないのかなと思うんですけれども、これについて現状見て、どう考えているのか、捉えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

イオンに関しては、デジタルサイネージが、デジタルの文字が出てくるもの、大小いろんな部分で広報しております。これに関しては、令和3年度から実施しております、新たな事業です。それから町の正面にやっているのも、令和3年度から一生懸命やっていますので、いろ

んな形で広報活動はさせていただいております。5,000人、全員が全員申請するかというとなかなかそれは難しいことなので、できるだけ多くの方々に利用していただけるように、我々としては、これからもいろんな形で広報活動をしていきたいと思っていますし、広報紙とかで町民バスの特集を組んだりもしていますので、そういった部分でこれからも鋭意努力していきたいと思っています。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今、いろいろ、取り組んでいるということは分かりました。ただ、もちろん5,000人全部にこのチケットを配布しろとは、もちろん言いませんけれども、ただこのバスチケット事業というのは非常に、私思うには優れている点が多いと思うんです。これは、いろいろ考えたんですけれども、高齢者の外出を促進するということが高齢者の健康につながるということと、それからもちろん経済的な支援にもつながるわけです。さらには、公共のバス、これが大事なんですけれども、公共のバスを使うということになれば、つまり自家用車を使わないということになるわけです。そうすると、つまり二酸化炭素の排出削減にも大きくつながるのではないかなと思うんです、この事業というのは。

町としても、昨日町長の報告ありましたけれども、ゼロカーボンシティ宣言を今、町がしたわけです。そのために、カーボンゼロ掲げた町としてどういう取組をするかと、しているのかといえばエアコンと冷蔵庫。これでエコなエアコンとエコな冷蔵庫の購入に助成をするということで、ゼロカーボンにつなげていきたいという、それが全てではないけれども、そういう取組を町としてやるというお話、昨日町長からあったんですけれども、そういう点から見ても、エアコンや冷蔵庫よりも、やっぱり自家用車を数多く使わないということも、CO₂削減に大きく効果があると思うんです。そういう点でいろいろこう優れたこのチケット事業というのは効果があると思いますので、このサービス事業を今、いろいろ広報とかイオンのデジタル看板とかにいろいろつけて促進しているということなんですけれども、こういったチケット事業の優れている点についても全面的に強調して、やっぱ経済的には大きいんです。1枚160円が120枚ですから、2万円近くの経済的な支援にもなるんだということなどを、分かりやすくメリットを表記しながら、宣伝というかな、周知を進めていくということについて、どのように考えていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今、もちろんホームページとかでも、そういった部分全て載せさせていただいてやっております。で、ゼロカーボン、カーボンを減らすという部分でも、今現状でやっている省エネ化で、約100トンぐらい減ると、今踏んでいますし、これをチケット事業で利用していただければ、自家用車の動きも減るということで、こういった関連する部門については、今年度と来年度、ゼロカーボン取組についても、今、調査研究をしている状況でございます。チケットのサービスについては、これからも皆さんにできるだけ知っていただけるように、多くの皆さんに知っていただけて申請していただけるように、努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） （4）町民バスの減免事業について、これもチケット事業とちょっと関連するわけで、この町民バス減免事業というのも、やはり、今、チケット事業と同じように非常に高齢者に対する効果と、あとやっぱりゼロカーボンシティに対しても、町民バス減免、無料パスを使えば自家用車を使わないということで、ゼロカーボンにも非常につながるという点で、効果のある事業だなと思うんですけども、その中でまずこの答弁の中であったように町民との無料バス、民間バス、ミヤコーバスの利用拡大については、町民バスの公平性に配慮して慎重に検討する必要があるということについて、ちょっと分かりづらかったんですけども、公平性というのはつまり、団地住民の人はミヤコーバスの無料パスがなければ、バスがないわけですから、町民バス走っていないわけですから、そういう点での不公平感というか、公平感というか、その辺を言っている答弁なのかどうか。ちょっとそこ、もうちょっと説明していただけますか。公平性を打開するということだったんですけども、配慮するということなんですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 質問の内容は町民バスが100円で、ミヤコーバスが160円区間だけがただで、その差があるという内容の確認でよろしかったでしょうか。民間バスについて令和3年度から、当初100円だったやつを160円、1区間ですので、民間バスの運行料金だと大体1.6キロから1.7キロ区間、これが無料という形になっています。町民バスに関しては全区間100円というやり方になっていますので、標準的なところを言うと、しらかし台の5丁目バス停から利府高校までは民間バス160円で来れる。利府高校前からは町民バスも走っていますので、シルバーパスを使えば両方ただで乗れるという計算にはなるんですが、人によって利用仕方が違

いますし、民間バスの場合ですと、ミヤコーさんに関しては塩竈まで走っていますので、利用区間によって料金というのは全部違ってきますので、そういった部分もいろんなところを検討しながら、今やっているという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） ちょっと混乱してて、シルバーパスというと、私は今までシルバーパス、敬老無料パスのことを言っていたんだけど、ちょっと今、160円を何だ、100円と160円のいろいろ差というお話だったんですけども、ちょっと質問通告にあるのは無料パスを今、町民バスにだけ使っているわけですけども、だから団地の人は使えないわけですよ。使えなくはないんだけど、利府仙塩病院から乗れば使えるんだけども、やはりミヤコーバスにも敬老、言ってみれば仙台でやっているような敬老無料パスを、ミヤコーバスにも導入、広げろという質問なわけなんですけれども、それについてどういう考え方をしているのかと。

で、その無料パスの拡大というのは、さっき言ったようにいろんな面でいい効果があるわけなので、ぜひこれは取り組んでほしいなと思うんです。ただ、そのときに、今まで160円払っていたのをただにする、無料にするわけですから、年間でどれだけの人が使うか分からないんですけども、例えば、160円を2万回、町民バスの利用を見ると2万回なんだけど、2万回使ったとしても320万円あれば、ミヤコーバスの無料パスにも使える、2倍としても640万円あれば、取りあえずは地域内の、塩竈まで行くのはちょっと別にして、町内だけの話なんですけれども、そのミヤコーバスの無料パスを使っても、1,000万円までかからないような気がするんですけども、その辺についての見解、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今、現状で民間バスチケットサービス160円区間無料を利用している方、2万9,000、延べ2万9,000回使われています。この民間バスにも、要は、無料パスということなんですけど、基本的には無料にするためには、ミヤコーさんのバスにシステムを入れなくちゃいけないというのが一つ。塩竈市と利府の境、塩竈までまたいでしまったときに、その区分ができないというのが一つ。町民と町外の方、混在しますのでその区分ができないというのも一つ出てきます。ですので、それから、ミヤコーさんは、あくまでも民間企業ですので、営利を目的としておりますので、国であるいは県で収益性という部分でいろいろな指導も来ますので、そういった部分も含めてかなり難しいことがあるかと思えます。全てを町民の方、民間バス無料にしていく

となると、かなりの金額のお金が必要になるのかなと今、踏んでおります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 敬老無料パスと言いますが、敬老無料パスについては、令和元年、今から3年前の9月議会で、ミヤコーバスにも仙台と同じような敬老無料パスを実施したらどうかという質問を、私、しています。恐らく、議事録読んだと思いますけれども、そのときの町の見解、そのときは熊谷町長でしたけれども、高齢者にとって健康とか経済的な問題で、非常に意義は認めるけれども、実施している仙台見ると、仙台は市営バスと地下鉄とそしてミヤコーバスにも無料パス使っているんですけども、ICカードの今、部長言ったようにバスに設置する問題とか、それからやっぱり町の負担が大きくなるので、検討していくという3年前の答弁だったんですね。やりませんとは言っていなかったんですけども、今回の答弁もちょっと微妙に違う、内容は違うんですけども、慎重に検討していくということだったんですけども、そういった令和元年の答弁と今回の答弁を踏まえて、もうこの敬老無料パスの実施について、新しい交通計画、今何度も言っているけれども、今年と来年でいろいろ組み立てていくわけですけども、その中にこのミヤコーバスにも敬老無料パスの実施についても、一つの課題として位置づけていくということについて、町として組み入れていくような、無料パスについて考えはあるのかという点について、そういう展望について、町としてどういう考えを持っているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

先ほど、距離の話をさせていただきました。ミヤコーバスさん、多分一番高いところで300円前後という形になるかと思います。今、その300円前後で抑えられているのも、町で今ミヤコーさんに補助金を出しています。この補助金の中でその部分を調整していただいて、実際その金額で抑えられているという金額になりますので、実際には500円ぐらいの金額になるかと思えますので、これを無料という形にしてしまうとかなりのものになってしまいますので、そこは難しい部分がございますので、前の答えでは、前回質問あったときには慎重に検討するという話になっているかと思えますので、この部分については、今現状ではなかなか難しい部分がありますので、民間バス等を、今160円の1区間無料というものを、できるだけ促進していきたいというのが、今、町の考え方です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 公共交通終わります。あとマイナンバーカードも、2分ですから全部ひっくるめて、マイナンバーカードをこれから発行状況が52%まで到達したということですけども、まだつまり半分まで、半分以上をちょっと超えたということなんで、まだ3万6,000人ですから1万8,000人の町民が、これからマイナンバーカードを発行するかどうか、あるわけなんですけれども、そういうことでこれからの、発行事務に取り組むに当たっての、町としての基本的な姿勢について一つ言っておきたいと思います。

マイナンバーカードのメリットだけでなく、メリットを強調すると言いましたけれども、メリットだけでなく、やはりデメリットもしっかり伝えると。そしてそれでも、カードの発行が必要だという人には、しっかりその交付の町としての事務を進めていけばいいと思いますけれども、やはりデメリットも多いわけです。特に、保険証の合体という点ではいろんな問題が、さっき冒頭でも言いましたけれども、いろんなところから疑問とか不安とか、説明を求める声が出ているわけですから、そういう不安や疑問を持ってカードの発行をためらっている利府町民の方も、恐らく少なくないと思います。そういう点で、やっぱりこのカードの発行については、決算のときの討論でも言いましたけれども、発行についてはこれは任意ですから、本人の意思をしっかりと尊重して、町としては発行事務を進めていってほしいなと思います。

そういうことで、様々な不安とか疑問について、町として国にしっかりと確認を取って進めていくというお話だったんですけども、マイナンバーカードの普及にはやっぱり町として町民の声に応じて、疑問に答えて、不安に応じて、そういう中で、あまりこう前のめりになって、もう国は来年の3月には100%の国民にとっているわけですけども、町としてはまだ1万8,000人残っているわけで、来年3月に100%、なかなか難しいと思うんですけども、それらを踏まえてカード発行の事務についての町としての取組方の考えを、最後に伺っておきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

マイナンバーカード取得については、いろいろな場所で我々申請サポートだったり、そういったものをしていきますが、そのときには、町民に対して丁寧に説明させていただいて、無理強いはしません。あくまでも、町民の皆様に説明させていただいて御納得いただいて、申請をしていただくという方向で進めておりますので、今現在もそういう形で進めております。今後も

その形で進めていきますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で10番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩とします。

再開は13時0分とします。

午前11時50分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 安田友己君の一般質問の発言を許します。安田友己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番 安田知己です。お昼御飯食べて、少し眠くなる時間なんですけど、今定例会にも2つの質問を通告しております。いつもどおり、通告順に質問していきますので、よろしくをお願いします。

1、子供の歯科矯正治療について。

次世代を担う子供たちが、健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、全ての保護者や大人の願いでもあります。発育期における適切な歯科矯正は、子供の歯並びやかみ合わせ及び口腔内の健康保持を促進するだけでなく、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にして、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果があると言えます。また、そしゃくや口腔機能を維持回復させることは、QOL、生活の質の向上にもつながり、医療費の抑制にも寄与することが、8020運動などによって実証されております。

歯科矯正治療の保険適用の症例は、その範囲の拡大や見直しが行われ、現在50を超える疾患が保険適用とされている状況にあります。しかし、ほとんどのかみ合わせ不良が保険適用外の治療となるため、治療費が高騰となっています。子供の歯並びについては、学校健診の必要な治療項目にも入れられているが、その際に歯並びかみ合わせ状態が異常（要精検）と指摘されても、経済的に困窮している独り親世帯や低所得世帯では、全て保険適用外の治療となるため、矯正歯科を断念している現状も多く見られます。このような状態を踏まえ、以下、町の考えをお聞きします。

（1）学校の歯科健診で歯並びかみ合わせ状態が要検診と判断された児童生徒は、早期に歯

科医院及び専門医を受診しているのでしょうか。

（２）咬合不良要精検と判断された児童生徒の保護者へ、歯科矯正治療を詳しく理解してもらい必要があるのではないのでしょうか。

（３）子供の歯科矯正費用の一部を助成してはどうでしょうか。

（４）子供の歯科矯正に保険治療が適用されるケースを広げていく必要があるのではないのでしょうか。

２、信号機のない横断歩道の安全対策について。

信号機のない横断歩道で横断待ちの歩行者がいる場合、車両は停止しなければならないが、実際にはほとんどの車両が停止せず、なかなか歩行者が横断できないという実態があります。児童生徒の登下校時には痛ましい事故につながる可能性もあります。こうした信号機のない横断歩道の安全対策は急務であります。そこで、以下町の考えをお聞きします。

（１）信号機のない横断歩道の安全対策をどのように考えているのでしょうか。

（２）信号機のない横断歩道に歩行者を認めたときは、車両は必ず横断歩道の手前で一時停止し、歩行者に進路を譲るような取組が必要ではないのでしょうか。

以上の２つです。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、子供の矯正歯科治療についての（１）、（２）は、教育長。１、子供の矯正歯科治療についての（３）、（４）、２、信号機のない横断歩道の安全対策については、町長。初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） ９番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の子供の矯正歯科治療についてでございますが、（１）と（２）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、児童生徒の心身の健康保持増進を図るため、学校保健安全法に基づき、毎年、児童生徒の健康診断を実施しております。令和４年度、町内各学校の歯科健診の結果から、歯科健診の中の歯列咬合につきましては、各校間で大きな差はありますが、町内小学校の平均では、要精検の被患率が7.6%であり、令和３年度の全国の数値から比べますと2.7%高くなっております。また、町内の中学校の平均では10%であり、全国から比べますと4.7%高くなっておりまして、状況であります。

このことから、検査結果といたしましては課題があるものと捉えております。各学校では養

護教諭が中心となり、要精検と診断をされた児童生徒の保護者へ、口腔内の健康保持についてのお知らせをするとともに、専門医への受診について通知し、保護者の理解を促している状況であります。また、診療結果の報告がない家庭は、保健だよりなどにより診察を促すように努めております。なお児童生徒の個々の状況につきましては、治療内容が異なることから学校からの説明はしておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の子供の矯正歯科診療についてでございますが、（3）と（4）とは、関連がありますので一括してお答え申し上げます。

子供の歯科矯正治療については、咬合異常や顎変形症といった先天性の異常などの症状に対して保険適用となっておりますが、これ以外の様々な目的により歯科矯正治療を行っているものについては、現時点では我が町が助成することは考えておりません。また、子供の歯科矯正については国において、現在保険適用基準の拡充が議論されており、将来的には保険適用基準の変更が検討される可能性もあることから、今後も国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の信号機のない横断歩道の安全対策についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

信号機のない横断歩道については、歩行者が優先であり、車両は横断者または横断しようとしている歩行者がいる場合は一時停止し、通行を妨げないようにしなければならない義務が、道路交通法で定められております。しかしながら、議員御指摘のように、信号機がない横断歩道において停車しない運転者がいることは認識しているところであり、全国的にも横断歩道歩行中に、車両と接触するという交通事故は、後を絶たない状況にあります。

本町では、春と秋の交通安全運動を始め、定期的に交通安全広報車による巡回広報活動を行うなど、小中学校の通学時間帯に合わせて、交通安全指導員による横断歩道での街頭指導や、スクールガードリーダーなど交通安全関係団体による見守り活動を行っております。さらに、保育施設や小学校低学年の児童を対象として、信号機のない横断歩道を渡る際の安全行動を学習する交通安全教室を実施するなど、様々な形で車両、電車、自転車利用者、歩行者に対して交通ルールの遵守や、交通マナーを守っていただけるよう啓発活動に努めているところでござ

います。

今後とも、塩釜警察署に横断歩行者等妨害等の取締りの強化要請や、宮城県公安委員会に信号機の設置要望を行うなど、引き続き町民や本町を訪れる皆様が安心安全に暮らせる、過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） 非常にシンプルで分かりやすい答弁、ありがとうございます。ではまず、子供の歯科矯正について聞いていきたいと思います。学校の歯科健診で、かみ合わせや歯並びの状態が要精検、精密検査が必要だよと。そういう形で診断された児童生徒というのは、何人ぐらいいるのでしょうか。今のパーセンテージちょっと教えていただいたんですけども、小学生が何人いるとか、中学生が何人いるとか、そういった数、分かっていたらちょっと教えていただけますか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

歯並び及びかみ合わせの要精検ということの人数でございますが、小学校は令和4年度小学生は155人、それから中学校は107人となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今の答弁いただいて要精検の児童生徒、小学生が155人、中学生で107人ということで、結構なかみ合わせに異常が見られる子供たちがいるということが分かりました。そこでちょっとお聞きしますが、要精検とはどういった意味でしょうか。そのかみ合わせが、歯並びに問題があることは議場の皆様にも理解できると思うんですけども、具体的にその要精検と判断された子供、子供の保護者はどのような行動をしなければならないのか。そこをちょっと教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

要精検という場合には保護者へ、健診をお勧めするお知らせのプリントを配っております。そのプリントに書かれている、記載されている内容としましては、要精検は、歯科医院や専門医で精密検査や治療が必要です。早期に受診が必要ですよというような内容となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 私の娘は少し歯並びが悪くて、要精検と判断されました。議長の了解を

得て、このプリントをちょっと提示したいんですけども、やっぱり学校から渡されたプリントを見ると、歯科医や専門医での治療が必要だと、早期に受診が必要だと、こう示されているんです。この渡されたプリントの下のほうを見ますと、歯科検診受診報告書というのが添付されておりまして、受診した医療機関名と、あとは診察の結果、どうだったのか、どのような治療をしたのかを報告するようになっております。

ちょっとそこでお聞きしたいんですけども、この要精検と指摘された児童生徒の報告書というのは、どのような扱いをしているのかなというのが一つありまして、あとは、要精検と判断された児童全て、児童生徒は全て歯科医院や専門医を受診して、何かしらの治療方針を示されているのかなと思ったんですよ。で、簡単に言うと、要精検の子供たちが、ちゃんと歯医者に行っているのかと。それをちょっと確認したいんですけども、何かつかんでいる情報があれば教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

報告書は、受診の有無の確認、学校でまず行うという目的でやっておりますけれども、受診者が、お医者さんからどのような治療方針を示されたかというようなところまでの把握は求めているところがございます。なお、この要精検等の受診結果をいただいた子供さんが、全員受診しているかということに関しましては、全ての児童生徒さんが受診済みということにはなっていないという報告を受けております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 要精検と判断された子供たち全員がその歯科医院へ行っていないという答弁、いただいたんですけども、その理由を町としてはどのように分析しているのでしょうか。その分析というとちょっと堅苦しくなるので、受け取り方とか何でもいい。何でもよくないんですけども。どのような感じで、これを受け取っているのか。ちょっとそここのところを教えてくださいませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

教育委員会としての受け止めでございますけれども、要精検ということで学校から受診のお勧めのプリントが来るわけですけども、やはり保護者によっては、受診の結果の受け止めの軽重、重い、軽いです。その違いもあるでしょうし、費用の面もございまして、御都合等も

あると思いますので、そういったところで判断されているのかなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） そうですね。要精検となってしまった子供たち、子供たちの保護者が歯科医院を受診しない理由というのは、おのおの事情があると思いますが、この問題については次の（2）の歯科矯正を詳しく理解してもらう必要があるのではないかの中で、再質問していきます。

（2）に移ります。要精検と指摘された児童生徒が、全てその歯科医院や専門医を受診していない理由というのは、やっぱり矯正歯科というのは保険で治すことができない。保険適用外の治療になってしまって、やっぱり治療費が高額にかかる、そういった理由からじゃないかなと思うんですよ。あともう一つは、最初から歯科矯正は保険適用外ということで、やっぱり家庭の経済事情とか、そういったもので最初から歯科医院への受診を諦めざるを得ないような子供たちがいるのではないのかなと思ったんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、歯の矯正治療となりますと、一般的に医療費が高いと、高額になるということがあるかと思います。そういったことから治療費のことも含めまして、受診につきましては保護者の御判断にお任せしているというような状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やはり、矯正歯科治療のほとんどはもう保険適用外の治療になると思うんですが、ですが幾つかのケース、一部の症例に限っては保険が適用されるケースが存在します。具体的にちょっとお話ししますと、一つは生まれつきに、口に先天性の異常が見られる疾病です。これは国が指定された59の疾患というのがあります。2つ目は顎の大きさや形、あと位置が著しく異常な顎変形症、町長の答弁でもあったんですけれども、顎変形症と呼ばれる症例が保険で適用します。3つ目としましては、ちょっとこれが難しいんですけれども、永久歯が3本以上生えてこなくて、そのことによって起きるかみ合わせの異常が見られる場合ということで、なかなかこれを判断するのは。歯医者さんでも難しいんじゃないのかなと思うんですけれども、これらの状況を満たして歯科医が診断したときは、公的な医療保険を適用して歯科矯正を受けることができるとなっております。

今、話したような情報というのは、やっぱり要精検と判断された保護者には分かりづらいと

うか、なかなかこれ分からないと思うんです。やっぱり、児童生徒の保護者には歯科矯正をもう少し詳しく理解できるような、そういった説明というのが求められているんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

今、議員に教えていただいたとおり、中には保険が適用されるものもあると。その治療法あるいはその症状によっていろいろあるんですというようなことでございましたが、学校でそのような治療に関する情報があれば、もちろん保健だより等で保護者には周知していきたいと思いますが、なかなか専門的なところでございますので、そこは受診されたときにお医者さんから御説明されるケースが多いのかなと感じております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり、かみ合わせに問題ある子供、町や学校が説明するよりは、歯科医院や専門医のところに行って相談するのがやっぱり一番確実だという、そういった意見もあると思いますが、例えば保険で適用される歯科矯正のケース、先ほどお話しした例があるんですけれども、それだけじゃなくてやっぱり矯正で歯並びを治すだけじゃなくて、顎の骨を切ったり削ったりして外科的な手術をした上で歯を並べ直さないと駄目な症例というのが、保険に適用されるんだということは、私も理解したんですけれども、ちょっと私もこれで勉強して分かったんだけど、ただしその疾病の条件とか受けることができる医療など、やっぱり細かく限定されている部分もあるんですね。やっぱり、一般の保護者にはその辺理解できないと思いますし、そして保険で矯正を行えるのは特定の医療機関に限られているという点も、やっぱり保険での歯科矯正を難しくしているのではないのかなと感じました。

例えば、厚生労働省から認定を受けた指定自立支援医療機関などがそれに当たるわけですが、これ本当に非常にやっているところが少ないんですよ、分かりにくいんですよ。近隣では、東北大学をはじめ、一応21か所の歯科診療所ですが、この保険での歯科矯正を受けられないということになっておりました。ちなみに、仙台市で歯科矯正を標榜している歯科診療所ってどのくらいあるのかなと思ったら、171か所以上もあるんですね。矯正を保険で行える歯科医院、歯科診療というのは、非常に少ないということが理解できると思います。

私がちょっとお話ししたケースなんですけど、これは、先天的な顎の異常が見られまして、あとは永久歯が生えてこないという兆候があったので、保険での歯科矯正ができた可能性があっ

たんです。ですが、最初に通院した歯科医院が、相談した歯医者さんが保険での歯科矯正を行えるところではなかったのが、保険適用外の治療になってしまって大変高額な治療費を支払ったと言っておりました。やっぱりこのように、矯正歯科における様々な情報を、細かい情報ですが、町も一緒につかんでいただいて、保護者には理解してもらう必要がやっぱりあると思うんですけれども、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 再質問にお答えいたします。

今、安田議員さんがお話しされたような情報、教育委員会等にも入っておれば、養護教諭の部会等で研修等の場面でお知らせをして、それを養護教諭が保健室だより等で保護者に周知するというようなことは可能かと感じております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） そうですね。やっぱり、地域の歯科医療関係とか学校歯科医というんですか。そういった方と健康相談とか、そういった形で何か充実を図ってもらえればいいのかと思うんですけれども、今後検討していただきたいと思います。

次に、（3）の子供の歯科矯正費用への助成についてお聞きします。歯科矯正の助成は難しいという答弁、いただきました。一般的な保険での矯正治療というのは、大体自己負担分およそ30万円程度だと言われております。保険適用外で、自費で歯科矯正をする場合には、やっぱりトータル約100万円以上かかる場合もあるので、100万円で収まればいいんですけれども、それ以上かかる例があるので、やっぱり一般の家庭では大変な支出になると感じます。

子供の時点でかみ合わせが悪いというのは、やっぱり発育にも大きく影響があると考えますし、私たち大人でもかみ合わせが悪い場合は、よくかめないで柔らかいものばかり食べてしまう糖質偏重食と呼ばれるような誤った食生活に陥ってしまって、糖尿病を招くおそれがあると言われております。

子供のかみ合わせの異常というのは、やっぱり大変な問題だと私は感じているんですが、やっぱり本町としても、子育ての町利府町としてそんなに多くは出せないと思いますが、この町独自の補助制度について、どのようにお考えなのか。できるかどうかはできないという答弁をいただいているので、それは理解しますが、矯正歯科に対しての補助をどのように受け止めているのか。その辺の考えをちょっとお答えしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

矯正治療が保険適用になる場合は、議員のお話にもありましたように、先天的なかみ合わせの問題等の顎変形症など診断された場合など厚生労働大臣が定める59の疾患に該当した場合などに限られて、国は矯正歯科治療について原則自己負担の、保険適用として原則、そういった59以外につきましては、歯科矯正の治療費につきましては原則自己負担として、保険適用外としているところでございます。このため、町長の答弁のとおり、町単独の助成は今現在考えておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町独自の補助制度は難しいということを十分理解した上で、この質問をしているので、ちょっともう少しだけお付き合いください。町の考え方は、理解いたしました。

次には、町長にちょっとお聞きしたいんですけども、厚生労働省では今2つの議論がなされております。1つは歯科矯正は、先ほど言われました。先天性疾患に起因するかみ合わせ異常や顎変形症によるものが明らかな場合のみ、保険の対象としていくというものであります。もう一つは、保険給付の対象となる歯科矯正の範囲は、これは安全性、有効性などの観点から、議論の上、今まで拡充してきているということなんですね。やっぱり、引き続き学会関係者の意見を聞きながら、議論を行っていきたいというものであります。

保険で歯科矯正ができるようになるには、まだまだというか、大分でしばらくこれ時間がかかるという感じなんですけれども、やっぱり、子育ての町利府町を推進するに当たって、子供たちの健康は非常に大事だと思いますし、そしてそしゃくするという行為は、子供たちの将来にわたって非常に大切なことと感じます。歯科矯正について簡易的な補助制度を国が動き出す前に、町として考えられないのかなと思ったんですが、この点ちょっと町長より御意見を聞きたいです。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 先ほども答弁したとおりでございますが、国のリーダーシップに期待したいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） そうですね。やっぱり私も質問していて、何ていうんでしょう、その矯正を助成するとなったときに、誰がどのように反対するのか。個人個人によってちょっと違い

ますので、そういった判断、誰がするのかなど、そういうのがすごく問題になってくるのかなと思いましたが、やっぱり何でしょう、そういう今、歯科矯正に対してすごく難しい考え方があるんです。そういう難しい問題というのは、やっぱりこれから町として研究してってもらいたいんですよ、歯科矯正に対する勉強。この機会に、やっぱりそういった歯科矯正の理解を深めていただくことによって、支援の在り方というのでも現れてくるのかなと思ったんですが、町長、どのようにお考えですか。できないのは分かったんですけど、今後やっぱり歯科矯正を、理解を示していただいて、何かしらちょっと考えていただきたいと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 何かしら還元という、大変厳しい答弁させていただいたとおりでありますが、この分野は大変専門性の高い分野でございますので、塩釜医師会、歯科医師会の皆様とは意見交換、またはいろいろなことは歯科矯正のみならず、矯正という分野のみならず一般的な分野に関する事、歯に関する事、健康に関する事との意見交換はしてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） なかなかこれは、やるとかやらないとかってこう、逆に申し訳ないです。そういう話ではなかったんですけども、やっぱり本当にこうかみ合わせが悪くて困っている子供たちや、その保護者の声に耳を傾けていただきたいなど、これからも思います。

（4）の子供の矯正歯科に保険が適用されるケースを広げてほしいという質問をいたします。子供のかみ合わせや歯並びは、発育における顔や顔の骨格形成またはしゃく、発声、顔の表情など、やっぱり良好な状態に維持増進される必要があると思います。

ですが、その学校歯科健診という法定健診で、疾患として指摘されたかみ合わせの異常は、健診の結果指示に従って歯科医院を実施しても、この保険適用外の治療となってしまいます。そのような理由で、かみ合わせや歯並びの異常を放置せざるを得ない子供は、多数いるんじゃないかなと思っております。学校の健診だけでは、学校の健診というのは歯だけじゃなくて、いろいろ健診の内容っていろんなところあると思うんですけども、異常があると判断されても、歯のように歯科のように、保険適用外となる治療というのはほとんどないんじゃないかなと思うんですよ。さらに、その保険適用外となってしまった歯科矯正というのは、初診料とか相談料とか、そういったもの全て保険適用外になってしまうために、歯科医院、受診すらでき

ない子供たちがいるというのは、また事実だと思うんです。

学校保健安全法による健診の場で、かみ合わせや歯並びが異常であると指摘されたにもかかわらず、やっぱり保険診療ができないというのは、これちょっと大きな問題なんじゃないかなと考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

学校の健診で再検診が必要だという結果が出たにもかかわらず、保険でできないというところでどうでしょうかという御質問だと思いますが、いろいろ保険制度とかそういった問題があるかと思しますので、教育委員会としてはちょっとここはなかなかこうですという回答はできかねますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 最近、私の娘のところに学校から定期健康健診結果による医療機関の受診調査状況についてというプリントが届きました。これも議長の許可を得て提示しますけれども、昨年歯科矯正について経過観察をしているよと報告していたので、今年報告提出していなかったから、こういったものがうちに届いたんだなと思ったんです。この報告書自体は、何ていうんでしょうか、歯並びの悪いのを放置しないでしっかりと重く見てくださいよということでごしてくれているってことで、私はプラスに見ていますし、放っておいてないなということで、逆に評価はしたいなと思っているんです。

ただ、ちょっとそこの文章を見ますと、この文書を読むと、歯科で診察によって診断所見がありましたと。治療勧告を配布し受診報告をお願いしていますと、医療勧告を配布しているというちょっとびっくりするような、何ていうんですか、文書があったんです。一般の人は治療勧告されてしまうと。その何ていうか、非常にびっくりしてしまって、保険が利かない歯科矯正治療を受けざるを得なくなるのかなと思ったんです。もう一方では、こういう治療勧告されても、やっぱり最初からお金ない家庭の子供たちは、もう歯科を受診することもできないし、やっぱりこういったものを無視せざるを得なくなるのかなと思ったんですけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったのは診察結果のお知らせを配布したのを、治療勧告というような言

葉で、文言で書いてあるというようなことで、誤解を招くのではないかということだったと思います。確かに、勧告という言葉はどきっとするような中身だと思しますので、この辺は教育委員会から各学校から出されているこの通知、文言を精査しまして誤解のないように、訂正するところはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） うちが青山小学校なので、青山小学校だけみたいなんですけれども、ただやっぱりこういったものを出すということは、これは子供の口の中を放置しないで、しっかり取り組んでほしいんだというよい方向で、私は受け止めているんです。ですが、その文章に治療勧告という表現があると、やっぱりこれを少し考えてほしいと思いますし、勧告されるとほとんど、学校や行政から勧告されるとほとんどの人が驚いてしまいますし、やっぱりこれはちょっともう文言を変えてもらいたいなと思います。それだけ、私は重く受け止めてほしいと、保護者に訴えている文章なんじゃないかなということで、プラスには受け止めているんですけれども、今後検討していただきたいと思います。

ちょっと最後になんですけれども、町長、ちょっとお聞きしたいことがありまして、例えばその歯科矯正を受診するとなると幾らかかるかとなると、大体、東北大学病院では相談料が4,850円、基本検査料が8万180円で、診断料が3万1,470円で11万6,500円。行っただけでかかるんです。北海道の大学病院でも11万6,666円と、大体もう歯科矯正を受診しただけで、10万円以上かかってしまうんです。この後に、歯科矯正の治療代としてうん百万円かかるとなると、やっぱり限られた家庭しか歯科矯正は行えないということになります。

口の中から見える貧困の格差というのも、起こってきているんじゃないかなと思うんですけれども、国の動きを注視して、やっぱりできるだけ早く子供の歯科矯正に保険が適用されるように、町もちょっと一緒に取り組んでほしいなと思ったんですが、町長も、どのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 保険診療にまつわる 이슈でございますので、これも国の動向をしっかりと注視してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。本当は歯科矯正の見積り価格とか、あとは実際、保険適

用外の歯科矯正をやったんだけど、ちょっと失敗してしまったというケースも挙げて質問しようかなと思ったんですけども、今回はこれで終わりたいと思います。

終わりではなくて、次の信号機の横断歩道についてちょっと質問いたします。JAF日本自動車連盟は、2022年10月22日、横断歩道の歩行者優先についての実態調査を全国で調査しました。その結果、およそ6割の車が横断歩道で止まらないということが明らかになりました。

自動車が一時停止をしないのは、車を運転するドライバーからすると、歩行者が渡るかどうか分からないからだという意見がよく聞かれます。しかし、町内の子供や高齢者からは、横断歩道で待っていても、止まらない車が圧倒的に多いので、たとえ手を挙げて横断の意思を示したとしても怖くて、命がけの一步なかなか踏み出せないというのが、そういった意見をお聞きしております。横断の意思が分からないことを、止まらない理由に違反するのはドライバーの都合であって、やっぱり許されることではないのかなと感じております。やはり、信号機の横断歩道の安全対策をどうするか考えていかなければならないと思いました。

そこで、この問題を解決するために何か開発された装置がありまして、これユーチューブなどでも紹介されているんですけども、その愛称「ぴかっとわたるくん」という製品があります。これ、後で確認していただきたいと思いますが、簡単に言うと、この押しボタン式の歩行者横断点滅機というものです。今回、定例会は議場にタブレット端子持ってきているので、見てもらってもいいのかなと思ったんですけども、今回そういうのはできないということで、あと、当局もタブレットを持ってないので、今後当局もタブレットを見たら、あったら情報を共有できると思いますので、これは検討してもらいたいと思います。横道にそれでしたが、後で確認していただきたいと思います。

この製品は、歩行者が横断する際に、ボタンを押すとLEDが車に向けて明るく点滅します。点滅することで、歩行者の存在を大きく注意喚起することができる商品でして、これによって安心して横断歩道を渡らせることができるとしております。夕方や夜間などやっぱり事故が起りやすい時間帯は、ドライバーが歩行者に気づかないということがありますが、ボタンを押してLEDを点滅させることによって歩行者の存在に気づくと、そういうことを考えた装置があります。歩行者の安全を守るためには、やっぱりこういった製品を研究していただきたいなと思って、ちょっと提案したんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

歩行者横断点滅機についてでございますけれども、実は今年度、宮城県警が社会実験をしているという情報が入ってきております。その有効性あとは費用、そういったものが今後、我々にも示されると認識しておりますので、今回の宮城県の社会実験の結果を待ちたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かっていただけてよかったです。どうやって説明しようかなと思って悩んでいたのです。あと、やっぱり夕方、夜間など信号機ない横断歩道で、やっぱり歩行者が見えなくて車が止まらないという場所、数多くあると思うんですけれども、例えばその、グランディ21から仙塩病院の通り、ありますよね。住所で言いますと青葉台2丁目のセブンイレブンがあるんですけれども、その前に横断歩道があるんですよ、信号機のない。夕方とかは、利府高校の生徒などが渡ろうとしているんですけれども、やっぱり暗くて気づかないときがありますし、また昼間でも、あの道路は車が高速で走行しているために、歩行者がいても止まらない車が、多く見受けられます。あの場所って高久議員もたばこ買いに行ったら後ろから追突されたという、大変な目に遭ったところで、非常に事故が多いところだと私は認識しているんです。

やっぱり、このような横断歩道にはそのスピードを少し抑制するような看板とか、あと夜間は横断する歩行者が見えるように照明を明るくするとか、そういった必要があるんじゃないのかなと思うんですが、それこそ、その押しボタン式の歩行者横断点滅機の設置というのでも検討していいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、歩行者横断点滅機、これ、何ていいますか、信号機の代わりになるものであれば、我々としては公安委員会に要望するというのが基本となってくるかと思えます。今後、社会実験の調査結果の中で、そこが県警として公安委員会として実施していくものなのか。あとは町で実施していくものなのか。あと道路管理者、そういったところも含めて、その調査、検討結果を見て、我々も併せて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） この押しボタン式歩行者横断点滅機の設置というのは、何か信号機より

も非常に低コストで、上にソーラーパネルがついていて、電気の配線とか要らないみたいなんですよね。基本的にメンテナンスがフリーだということでありまして、あと、この設置によって2台に1台の車が止まるようになったよというデータもあるようなので、ぜひいろいろ、県で実験しているようですが、その結果をいろいろ検討していただきたいと思います。

次の2の、信号のない横断歩道で歩行者を認めたときは、必ず一時停止する取組について再質問いたします。町内には数多くの信号機のない横断歩道があると思います。やっぱり横断歩道の事故を防ぐためには交通ルールを守って、やっぱり思いやり、譲り合いのある気持ちを持って車を運転するのがドライバーの義務でもありますし、そういったことも大事なんじゃないかなと思うんですよ。やっぱりここ横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、必ず一時停止して渡り終えるのを確実に待つというような、少しそういった取組を強くしていかなければならないんじゃないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

交通安全の交通ルールのマナーについては、これまでも町では、交通安全運動、春秋の交通安全運動、それから学校、地域でそれぞれいろいろPRをしてきております。今回のこういった一時停止の部分については、これあくまでも交通ルールでございますので、利府町民だけのお知らせではどうにもならないなと思うので、それこそ宮城県警、こういったところと協力して全体的な周知、宮城県のみならず全国的な周知徹底が必要ではないかなと思っておりますので、併せて我々も徹底して行きたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 県とかいろんなところと協力しながら、これからやっていくのかなと思ったんですけども、やっぱりこのマナーアップに向けた取組というのがドライバーの間にどんどん広がっていけば、やっぱり思いやりがある自動車運転というんですか、あんまりこの団地は飛ばさないとか、そういった運転につながると思っていますので、やっぱりそうなってくると町内の交通事故というのも減ってくると思いますし、町の取組に対してこれからも期待していきたいと思っております。

ちょっと早いんですけども、これで終わりにします。どうもありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で9番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時50分とします。

午後1時38分 休 憩

午後1時47分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔1番 今野隆之君 登壇〕

○1番（今野隆之君） 皆様お疲れさまです。1番、会派TEAMガンバ利府の今野隆之でございます。今回は3点。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1、断らない相談支援体制について。

これまでの福祉政策が整備してきた子供、障害者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの縦割りでの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズへの対応が困難となってきました。国においては、複雑多様化した課題に横断的に対応し、断らない相談支援を行うための体制構築のために、重層的支援体制整備事業が進められています。町も、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していかなければなりません。また、厚生労働省の地域力強化検討会最終取りまとめによりますと、これからの社会福祉にとって重要な視点は予防である、これまでの申請主義による待ちの姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し解決が困難な状態となる前に、早期に発見して支援につなげていくことが大切であるとされています。そこで、以下の点について町の考えをお伺いします。

（1）包括的な相談事業について、町の相談体制の現状と課題をお伺いします。

（2）分野を問わず、複合的な課題に関する相談への対応や、適切な機関の紹介ができる福祉丸ごと相談窓口を設置する自治体が増えておりますが、町でも設置する考えがあるかお伺いします。

（3）予防の視点に基づく早期発見、早期支援は大切であります、町としての現状の取組、課題等についてお伺いします。

2、学校校則の見直しを。

12年ぶりに、生徒指導提要が改訂の予定となっております。これなんですけれども、通告の段階では改訂予定ということだったんですが、昨日、文科省のホームページに改訂版が報告さ

れまして、全国の教育委員会に通知されております。児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくために設けられているものであります。

校則は、校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことがあることから、その在り方は、児童生徒や保護者等からの意見を聴取した上で定めていくことが、望ましいとされています。また、その見直しに当たっては、児童会、生徒会や保護者会といった場において、校則について議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要であります。そこで、以下の点について、町の考えをお伺いします。

（１）校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえ、校則の意義を適切に説明できないようなものは見直しを行うべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

（２）校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながると思われますが、町の考えをお伺いします。

（３）校則を策定したり見直したりする必要がある場合に、どのような手続を踏み、その過程についても示すべきであると考えますが、町の考えをお伺いします。

（４）多様性に合わせた制服の見直しが必要であると考えますが、町の考えをお伺いします。

3、通学かばん等の軽量化について。

文部科学省は、児童生徒の携行品に係る配慮についての事務連絡を、平成30年9月に発出しました。先日のニュースでは、教科書のページ数は15年前と比べ1.7倍に増加。3.5人に1人が通学時に痛みを訴えていると報じております。体と心に影響を及ぼすいわゆるランドセル症候群、これをなくすためにも本気で取り組んでいかなければならないと考えます。そこで、以下の点について町の考えをお伺いします。

（１）各学校での現在の取組状況をお伺いします。

（２）各学校において児童生徒に対し、置き勉の周知、指導はどのように行われているのかお伺いします。また、保護者の理解と協力も必要なので、各家庭に対して再度周知を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、断らない相談支援

体制については、町長。2、学校校則の見直しについて、3、通学かばん等の軽量化については、教育長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 1番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の断らない相談支援体制についてお答え申し上げます。

まず、（1）の包括的な相談事業についてでございますが、町では、育児や虐待、障害や介護、生活の困窮に関する事など、様々な相談が寄せられており、内容に応じて担当課がそれぞれ相談に応じるところであります。また、その相談内容が担当課のみならず、病気や経済状況など多数の要因が絡んでいる場合においては、部署間で連携しながらきめ細やかな支援に努めているところであります。しかしながら、一人一人に寄り添った包括的な相談支援事業を行うには、複雑かつ多岐にわたる相談内容も多く、相談を受ける側の職員も、専門的な知識や経験を求められることから、担当する職員のスキルアップが課題と捉えております。

次に、（2）の福祉丸ごと相談窓口の設置についてでございますが、職員、失礼しました。議員御提案のとおり、相談者の世代や相談内容にかかわらず、包括的に相談を受けることができる一体化した窓口の設置は望ましいものと認識しているところであります。しかしながら、本町では相談内容によりそれぞれの担当が窓口となり、横断的に行っている現在の相談支援体制が有効に機能していることから、今後も既存の仕組みを生かしながら、町民の皆様へ寄り添った支援を進めてまいります。

最後に（3）の予防の視点に基づく早期発見、早期支援の町の取組や課題等についてでございますが、本町では、乳幼児健診、住民健診、地域包括支援センターで実施している各種教室の開催時に相談を受けるとともに、学校、保育所、幼稚園、さらには身近な相談相手である民生委員・児童委員、行政区長などからの情報提供も含め、早期発見や早期支援へとつなげているところであります。しかしながら、ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事が中止になり、人と接する機会が少なくなり、地域住民同士のコミュニケーションが減少することになり、住民の皆様が抱える問題が見えにくく、表面化しづらい状況になっていることが現在の課題と捉えております。本町といたしましては、今後も予防の視点から、早期発見や早期支援のために相談しやすい環境の提供に努めてまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 1番 今野隆之議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目の学校校則の見直しをについて、お答え申し上げます。

まず、（1）の校則の見直しについてでございますが、学校教育において、学校での集団活動の中から一定の決まりを定め、社会規範の遵守について適切な指導を行うため、大切であると考えております。議員御指摘のとおり、内容的に理解できないものについては、当然見直すべきであると考えております。

次に、（2）と（3）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。校則の見直しが必要である場合につきましては、児童生徒の参画や、保護者の意見等についても十分理解し、取り入れていくことが必要であると考えます。各学校におきましては、入学時や進級時の授業にて児童生徒への共通理解を図り、保護者にはおたよりで周知し御理解をいただいている状況であります。現段階では、各学校から問題となる状況は報告されておられません。

次に、（4）の多様性に配慮した制服の見直しについてでございますが、各学校の状況に応じて対応しておりますので、御理解を願います。

次に、第3点目の通学かばん等の軽量化についてお答え申し上げます。

多分、携行品の軽量化ということだと思えますけれども、まず（1）の、各学校での現在の取組状況についてでございますが、議員御承知のとおり、児童生徒の携行品に関わる配慮につきましては、新聞やメディアでも報じられているとおりであり、教育委員会としましては、各学校におきましても十分理解しております。それで、各学校におきましては、児童生徒の携行品に配慮した指導に努めております。

最後に、（2）の各家庭及び児童生徒への置き勉についての周知についてでございますが、各家庭へは学校だよりによりお伝えしております。児童、生徒への周知、指導につきましては、帰りの時間やホームルームにて行っております。教育委員会としましては、校長会や教頭会を通して、理解を十分に図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） （1）について再質問します。現状については、複数の課で連携しながら、きめ細やかに相談に対応しているとのことですが、介護、障害、子育て、生活困窮、それぞれの分野の特徴的な相談内容をお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

現在の相談状況ですが、やはり介護保険、様々な部分が、複数に絡み合いながらの相談件数が多いような状況になっております。例えば、生活保護の相談という入り口の中で相談に来られた方、生活が困窮というところなんです、いろいろ相談を受け止めている中、その後ろには介護の問題だったり、本人の疾病があってなかなか仕事ができないとか、様々なやはり問題が絡んでおりますので、そういった部分に寄り添いながら一つ一つ絡まった相談の部分を解決できるように横断的に連携しながら、今、対応を進めているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 相談内容、挙げていただきましたけれども、やっぱり縦割りというのに横串を刺していくというのはすごく大切なことで、やっぱり各課連携してやっていかなければならないものと思います。課題も一つだけじゃなくて、やっぱり複雑化、複合化しているケースとか、制度のはざまにあるケースですよ。それと、地域の中で孤立しちゃっている、こういうケースもあると思うんですが、やっぱりこういったケースも、確実にその支援につなげていかなければならないわけです。それで、こういったケースについて、どのように町として支援しているのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今現在、相談の入り口は各それぞれの、例えば子供の問題であれば家庭センターだったり、また一番身近なところの保育所だったり幼稚園だったりとか、様々なところで問題を、相談を受けている状況です。その中で、様々な問題が絡み合った部分につきましては、関係する部分、障害、子供の障害だったり、例えば保護者の疾病だったり、または親の介護だったりというところがあれば、その担当課が入りながら、ケース会議を開きながら、それぞれの役割分担を担いながら、支援を図っているという現在の状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 答弁の中でケース会議って出てきましたけれども、これは具体的にどのようなものなのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

ケース会議の中では、例えば虐待であれば、児童相談所が入ったり、障害であれば障害支援サービスの事業者が入り、または学校関係であれば学校の教育相談員さんとか、養護教諭だっ

たりとか、様々なその支援の必要な部分についての関係する方たちが、ケース会議の中に入りながら、学校の部分であれば学校現場でこういう見守りをさせていただく、家庭においては民生委員が入った場合、民生委員が地域の中で見守りを図る。あとは実際に支援をしなきゃいけないければ、児童相談所で具体的な支援に努めていくというような、具体的に、それぞれが役割を担いながら、その家庭に対する支援について、ケースを検討していく場になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） これからもケース会議を活用して、各機関連携して、町民が支援を受けられるように推進して行ってください。

次に、先進自治体の取組についてちょっと紹介したいと思います。三重県名張市においては、人生の本舞台は施設でもない、病院でもない、学校でもない、それは社会生活、社会参加にあるというのをスローガンに、健康づくり、地域福祉活動の拠点、地域の福祉資源を結ぶ大きな福祉ネットワークとして、子供から高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として、町の保健室を各小学校区に設置しています。

また、神奈川県座間市では、チーム座間で断らない相談支援を推進しております。小さな気づきから大きな安心へ。こういったスローガンの下に、お金、例えば言葉、身なり、表情におけるその気づきのポイントを記載し、職場に配布しているという庁内連携体制の強化を図っている活動を行っております。ここはワンストップ窓口ではなくて、市役所に支援のネットワークを張りめぐらせて、どこに相談しても適切な支援へつながる体制を取っていると。つなぎについては、他部署の業務を理解しなくてはならない。そうすると、やはり職員力の向上にもつながりますし、つなぎを有効にするために、困り事に気づく仕組みが必要ということで、やはり気づきもすごく大切だと思います。

それで、座間市の平均では、相談に来られた方の困り事が1人当たり3つあって、市民も気づいていない困り事へ気づくことが重要としています。

町としても、このような先進事例を参考に、取り入れられるものについては取り入れていくべきだと考えますが、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

今現在、町では様々な入り口の中で相談を受けていまして、その中でも断らない、まずは最初に受け取った窓口において、その方の相談を受け取り関係部署が連携しながらという形でや

っております。ですから、座間市に近いような形で今、進められているのかなというところ
です。ただ、気づきとかそういう部分については研修を積みながら、そういった視点に基づいて
気づけるような体制というのが必要かなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。次に、聞こえますか、大丈夫ですか。課題として、職員
のスキルアップを挙げていますが、人材育成を効果的、効率的に推進するためには、人材育成
の総合的調整、管理を行う部門が必要であると考えますが、町の体制、機能はどのようになっ
ているかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。聞こえますか。（「大丈夫です」「ちょっと小
さい」の声あり）お答えいたします。

町の業務に関する教育、訓練でございますけれども、それぞれ担当部署で研修を行っている
という状況でございます。そのほかの総合的な研修は総務課の階層別研修となっております。
専門的な研修については、やはり一番我々が進めるのはジョブローテーション、失礼しました、
OJTです。OJTを積極的に進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 福祉部署に配属になった場合には、どのような研修というのを行って
いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

例えば、障害担当になった場合には、障害のレベルについての相談のスキルを上げるような
県主催の研修がありまして、調査だったり相談だったりできる研修があります。また、それ以
外の部署においても様々なその、生活保護であれば、生活保護の県によりまず初めての相談
についての気づきや体制についてのというところで、様々な部門において初めての研修とい
うのは実施されておりますので、それを受けながら職員はスキルアップを進めているところ
でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） （2）の、再質問に移りたいと思います。福祉丸ごと相談窓口とも関連

する重層的支援体制整備事業、これは任意事業になっていますが、県内では3つの自治体、市は2か所、町は1か所が移行準備に入っております。県内の町で移行準備に入っているところは涌谷町です。涌谷町だけですが、令和4年3月定例会の一般質問で鈴木晴子議員も取り上げましたが、そのときの答弁では、検討を進めるとのことでした。検討状況をお伺いするとともに、早急に整備に取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

重層型支援体制整備事業というのはとても有効な一つ的手段であると我々は認識しています。しかしながら、こちらの導入を進めていく上では、今現在本町におきましては各相談機関のそれぞれの窓口の中で、ある程度相談体制が確立されております。それを1か所にまとめるという部分につきましてはハード面の整備やまたその人材育成、いろいろな相談体制の整備など、関係機関も含めながらしていく部分については、今現段階でそれをすぐ導入していくというのは難しいものと考えております。

しかしながら、相談する部分について住民にとって一番大切なことですので、きちんと受け止めをしながら、連携しながら今ある機関の中で、きちっと相談対応ができるように今進めているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） やっぱり町民の方に対しての、サービス向上というのは非常に重要なことですから、今、そうやって横断的にやっているよ、そういう体制でやっているよということなんですけれども、やはりやはり将来的には考えていってもらいたい。やはり、これは国からの交付金も受けられるわけですから、充実した事業だと思いますので、ぜひ今後検討していただければと思います。

次に、重層的支援体制整備事業についてお伺いしますが、包括的相談支援事業、地域づくり事業のほかに、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、もう一つ、多機関協働事業を掲げておりますが、町としてはこの3事業の取組をどのように行っていくのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今、お話のあった部分については、重層型支援体制整備事業として、必ずこの部分について

きちっとやりなさいとなっている制度となっています。

今現在、参加型支援ということはマッチングということで、新たな地域資源の拡充とか、そういう部分を進めていかなければならないのかなと思って、アウトリーチについては訪問を通じたというふうになりますので、こちらについては民生委員や包括の部分についての65歳以上の方たちの訪問だったり、そういう活動の中で訪問しながら継続的支援につなげていくという体制を今図っています。

多機関協働事業につきましては、先ほど申し上げましたが、関係する部署が連携しながら、これは町庁舎の内部だけではなく、町内の様々な機関と連携しながら相談支援をやっておりますので、今現在それも充足させながら、引き続き体制の整備を図っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 重層は今、やれない状況なので、この3事業についてもしっかりやっていってほしいと思います。

次に、（3）の再質問に移っていききたいと思います。

予防の視点に基づく早期発見支援については、必要なときに必要な情報、支援が早期に届けられるような環境整備が重要であると考えますが、社会福祉協議会、地域、民生委員、町内会等の役割・課題等について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

社会福祉協議会は障害者団体やボランティア団体、町内会、民生委員とのつながりも深く、また介護保険事業や障害福祉サービス事業も展開していることから、福祉の総合相談窓口として重要な役割を担っていただいております。

地域は困っている人、困っているが自分から発信できない人の一番身近な相談の発見として重要な役割を担っていただいております。

我々は町といたしましては、他人事を我が事として捉えられるような地域づくりが課題であると思っておりますので、引き続き研修や様々な機会の中で、そういった事業を進めていければ、関係性を築いていければなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。次に、民生委員、行政、各種支援機関の間で円滑な情報

共有を行えるようにすることが求められていますが、本人の同意がないゆえに情報を共有できないことがあるものと考えます。個人情報保護の観点から、難しいところはどこら辺にありますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） 支援を進めていく上では、本人の同意をもらうことが大前提であると認識しております。ただ、相手の方の人命や命、そういった部分に関わる部分につきましては、町としましては、きちんと情報を共有しながら、早急な支援体制を図っていかなくちゃいけないかなというふうに考えているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。

次に、利府町第3期地域福祉計画の推進体制についてお伺いします。多機関協働にも関係してくるんですけども高齢、障害、子育て支援、権利擁護など各分野の関係機関と地域の関係団体や事業者などが連携して、福祉コミュニティの充実を進め、コミュニティソーシャルワーカー、社会福祉協議会、地域包括センター等の各種団体など地域福祉ネットワークの連携の充実を図るとありますが、地域資源のコーディネーターを担うコミュニティソーシャルワーカーとの協働関係は十分に構築できているのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

町としまして、コーディネートを担当するコミュニティソーシャルワーカーということで任命している方はいらっしゃいませんが、例えば民生委員、社会福祉協議会、様々なそういう人たちが、今現在地域のそういったコミュニティのソーシャルワーカー的な活動を担っていただいているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。今後、コミュニティソーシャルワーカーの位置づけを明確化してもらって、配置していくようにお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 質問ですか。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） すみません。次に、学校校則の再質問に移りたいと思います。まず、生徒指導提要、これは昨日改訂版がホームページで公表されたということですが、この提要は小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論、考え方や実際の指導方法等について

時代の変化に則して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に対し教職員間や、学校間で共通理解を図り、組織的、体系的な取組を進めることができるよう生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書となっております。

ネット等で見ますと、この提要自体を教職員が知らないという方が結構いるような話も出ています。それで、今回改訂版が出たということで、どのように教職員の方たちへ教えなり行っていくのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

今回の提要に限らず、文科省あるいは県教委から通知のあったものは、まず文書のほうで各学校に配布しまして、職員会議等で周知するようというところで指示をしております。プラスその上で、毎月定例で行われています校長会、教頭会等でも再度確認をして、徹底を図るようというところで取り組んでおります。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 学校校則は生徒心得、生活の決まりなどと呼ぶ学校もありますが、校則自体本当に必要なものかどうか、絶えず見直しを行うことが求められると思います。内容的に理解できないものについては、見直しを行うべきとの答弁がありましたけれども、過去にどういったものが見直されたのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

直近では、中学校の制服についてというものがございました。具体的には、スラックスとスカートを選択についてということでの見直しを行いました。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） この件については（4）の再質問で取り上げていきたいと思っております。

次に、不登校生徒のうち、要因として、校則とか学校の決まりが含まれているケースはあるのかどうかをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

校則や学校の決まりが、学校に足が向かないという子供たちの要因になっていることはある

かということをございましたけれども、現在のところ、そういった報告は学校から来ておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 利府西中学校の生徒心得の頭髪規定において、頭髪のツーブロックが禁止されています。ほかに2校あるんですけど、しらかしと、利府中はこういったその頭髪の規定がないんですね。西中だけなんです。

ツーブロックっていう髪型が、皆さん分かってるかどうかあれですけども、頭の両サイドと襟足部分を刈り上げておくと、後頭部の髪は長めに残すという髪型なんです。だから、できる人とできない人、私はできませんけれども、そういった髪型なんです。頭髪のツーブロックについては都議会でも取り上げられたんです。それで、都の教育長は、外見等が原因で事件や事故に巻き込まれる可能性があるために、生徒を守る趣旨から定めているんですよと答弁してるんです。これは後の取材では、都の教育委員会は実際にツーブロックにしたことで、事件に巻き込まれた事例はないと答えているんです。

それで、私自身思うのは、これこそその時代にそぐわない、見直しを行うべきだと考えますけれども、教育委員会のお考えをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、特定の学校の決まりの1つの項目について、教育委員会が云々というのはちょっと難しいことかなというふうに考えます。その上で校則等のお約束ですけども、これは本町の学校だけではなくて全国的に、社会環境や地域の実態であるとか、あるいは一番は児童生徒の健康や安全面に対する配慮、それからその学校の校風や伝統、そして、保護者の意見などを各学校の状況に合わせて、最終的には学校長が適切に判断しているものと考えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 保護者からは、ツーブロック禁止は偏見でないかとか、ツーブロックは不良、今の時代誰もそんな考え持っている人はいないと思いますけれども、床屋と一緒に行ってオーダーする際に苦勞しているよと。子供と一緒に行って、どういう髪型というのが結構苦勞しているみたいです。

細かい校則というのは、ブラック校則につながりやすいと思うんですね。ですから、校長会等においてしっかり議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、各校ごとに様々な状況を踏まえて、各校ごとに決められているものと思いますので、むしろ統一するのは、そういった性質のものではないのかなと考えます。議論というよりは、校長会、校長先生同士での情報交換等を行うということによってやっているのかなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 各クラスで校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことがあれば、議論するというのは、すごく大切な重要なことだと思っております。まず、学校において、保護者、児童生徒にアンケート調査というのを実施すべきだと思っております。やっぱり、声を上げられる人は声を上げるだろうけれども、声を上げられない人は声を上げていないんです。ですから、そういったアンケート調査をして実態を把握すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先ほどのいろいろな要因で学校で決めるという話をしましたが、子供たちの疑問や質問等がその一つになるのかなと思いますが、子供たちに関しては担任の先生はじめ、常に何か疑問と分からないことがあったらば、相談を受けますよという体制になっておりますし、保護者に対しても保護者会等でそういったこととお話しただければ、それでいいのかなと考えますので、教育委員会としては改めて調査ということは必要ないかなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 教育委員会の見解は分かりましたけれども、学校自体で子供に対してアンケート調査を実施する。それから、こういったことを相談してくださいと、先生方はやっているだろうけれども、声を上げられない子供もいるんですよ。相談体制はあるんだけど、実際相談したくても、相談できない。そういう人がいるので、そういう人のためにも、アンケート調査はやったらどうですか、教育委員会主導でなくても、学校でやったらいかがですかと。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

各学校の実施ということであれば、子供たちの状況を判断して学校長の判断を尊重したいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） やはり校則というのは、児童生徒と保護者、地域と共通理解を図っていかなくちゃいけないというのがあって、校則自体を学校のホームページに掲載し、周知すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

こちら最終的には学校の判断にはなるかなと思いますが、ホームページに掲載することで、学校の教育活動に対するメリット、デメリット等も不確かなところであると認識しております。また、近隣市町の学校ホームページを見ても、掲載をしているところはどこもないとのことで、慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 今回改訂されました生徒指導提要によりますと、校則の内容についてはふだんから学校内外の者が参照できるように、学校のホームページ等に公開することが適切であると掲載されています。やはり、校則を学校のホームページに掲載し周知するように、提要でもそのように言っているので、各学校に指導していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

これも先ほど来御説明申し上げておりますが、各学校によって、いろいろな状況が違うところがございます。不特定多数の方が見られるホームページに載せるということは、先ほども申し上げましたけれども、メリットもありましょうけれども、デメリット等もあるかと考えます。最終的には、学校長の状況判断を尊重してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ただ、提要に、そういった公開することが適切でありますと掲載されているにもかかわらず、学校の判断だけでいいのでしょうか。提要というのがあってそういうふうに公開することが適切だということであれば、やっぱりこれにのっとってホームページに公開すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

適切という言葉が示されておりますけれども、各学校の状況によって例えばそのホームページに載せるのであれば、この時期であるとか載せる項目であるとか、そういったものを学校で判断すべきだと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分かりました。

（4）に移っていきます。最初の再質問の答弁によると、令和2年度において中学校生徒から制服の件で意見を出されて、総会を経て、職員会議で最終決定した案件があって、スカートからスラックスにしてもよいと変えたということなんですけれども、各学校の状況に応じて、具体的にどのように対応しているのかをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

各学校、基本的には女子生徒については、スラックスの選択を認めるということでございます。その理由としましては、マスコミ等で報道されていたジェンダーレス等もございまして、それ云々というよりは防寒対策、防犯対策等の機能的な面からの選択肢を認めるということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 2015年に文部科学省が発表した性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてという資料の存在が、制服自由化の流れを後押ししたと言われております。性の多様性の問題だけではなくて、例えば、スカート、スラックスを好みによって選択することができるのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

好みというお言葉を使われましたけれども、生徒の都合ということで対応可能かと思えます。議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 私は、今回あえて、多様性に合わせた見直しということで質問しました。

ジェンダーレス云々ではなくて、各人の好みとか都合で、誰もが選択でできるものとすべきだ

と考えます。ジェンダーレスと多様性というのは異なると思いますけれども、性的マイノリティーのレッテルが貼られるということ自体が、それが生きづらさにもつながるのではないかと思いますので、やっぱり配慮が必要であると考えます。だから、そこでジェンダーレスだけじゃなくてやはり個人的に、個人の嗜好でスラックスを履きたいというのも認めてあげべきなのかと思いますけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員のおっしゃるとおりでございます。個人の主張、考えによって認められることを、学校にもお話ししてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） その周知はどのように行われているかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

入学説明会等のチラシに掲載して、周知を図っていると伺っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 入学時の説明会で説明しているということですが、中学3年間の間に児童生徒の多様性に対する意識というのも変わってくると思うんです。入学説明、入るときにおいては別に何ともなかったんですけども、その後、多様性についてということを考えてということもあるので、やっぱり説明会時だけではなく、最低でも毎年4月のお便りで周知すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、入学時はそうではなかったんですけども、その後意識が変わってということも、当然あり得るかと思います。そういった場合は、先ほどもお話し申し上げましたけれども、生徒本人あるいは保護者からでもいいですので学校に御相談いただければ、逆に4月とは言わず、随時相談に乗って対応するということが望ましいかなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 分からない方もいると思うので、周知はしていただきたいと思いますが、年1回。最低でも。そうしないと、そういうことがある、それをやっていいというのが分からないじゃないですか。だから、やはりそこら辺は考えていただければと思います。

次に、通学かばんの軽量化に入っていきたいと思います。十分理解し、携行品に配慮した指導を行っているということですが、通学時の状況を見ると、後ろにかばんとリュックを背負って両手も塞がっている生徒も見かけます。転んでけがをしたら非常に危険ですし、交通事故に巻き込まれる危険性も高まります。各学校の実態はどうなっているか、把握はされていますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 毎朝、各学校の子供たちの通学状況というところを確認することはできておりませんが、ただ議員がお話しのとおり、後ろに2つの荷物をしょって、両手も塞がってという状況で、登下校しているという子供がいるということは把握しています。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 個人差がある、把握しているということなんですけれども、ただそれに対してどのような対策を取っていくべきか、やっぱり各学校で議論されなくちゃいけないと思うんです。事故が起きてからでは、本当に取り返しがつかないので、そこら辺どのように考えていますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 把握しているだけでは当然駄目であって、学校でそういった軽量化を図るような対策を実施するというところで対応しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、成長期の子供が3.5人に1人、通学時に痛みを訴えているという実態があります。学校での指導はもとより、各家庭での指導も重要だと考えます。各家庭に対し、早期に周知を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答え申し上げます。

各家庭、保護者への周知でございますけれども、学年だより等あるいは学期末の保護者会等で、親の方たちに周知を図っているところであります。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 通学時に痛みを訴えているという生徒というのは、どうなのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 失礼いたしました。

今のところ、かばん等の重さが原因で通学時の痛みを訴えているという報告は、来ておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） ある機関で行った調査結果では、3.5人に1人が訴えているということなんですけれども、町内の学校からは通学時に痛みを訴えている児童生徒の報告は来ておりません。ただ、実態はどうなんだということですね。3.5人に1人がそういう状況だよと言われてもかかわらず、児童生徒の報告は来ていない。そこは、実態調査なりなんなり、アンケート調査なりするべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

町内の各学校ともかばんの軽量化といったものは、児童生徒等の成長とか発育に悪影響を及ぼしている等の認識は、当然持つておるところでございます。その上で、例えばこの品物は持ち帰らなくてもいいですよとか、いろんな対策も講じておりますので、改めて調査をしなくてもよろしいかなと認識しています。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 私の質問はこれで終わりです。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、1番 今野隆之君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により明日12月8日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、12月8日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は12月9日です。定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした

午後2時40分 散 会

令和4年12月定例会会議録（12月7日水曜日分）

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年12月7日

議 長

署名議員

署名議員